

金融持株会社に係る
検査マニュアル

平成 19 年 7 月

写

金 檢 第 272 号
平成 19 年 7 月 9 日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

} 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

金融持株会社に係る検査マニュアルの改訂について

検査局においては、検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、金融機関の自己責任原則に基づく経営を促し、もって透明な金融行政の確立に資する観点から、検査マニュアルを整備・公表してきたところである。平成 15 年 7 月 29 日付で発出された「金融持株会社に係る検査マニュアル（金検第 376 号）」については、平成 18 年 6 月 30 日の「保険検査マニュアル（平成 12 年 6 月 20 日付金検第 121 号）」の改訂及び平成 19 年 2 月 16 日の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（平成 11 年 7 月 1 日付金検第 177 号）」の改訂を踏まえ、別紙のとおり改訂することとしたので、了知の上、遺憾なきよう期せられたい。

なお、本通達は、平成 19 検査事務年度以降を検査実施日とする検査から適用する。

(別紙)

金融持株会社に係る
検査マニュアル

平成 19 年 7 月

金融持株会社に係る検査マニュアル

目 次

第1 基本的考え方 1
第2 チェックリスト 13
I. 銀行持株会社に係るチェックリスト 15
グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト 17
グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト 31
グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 43
II. 保険持株会社に係るチェックリスト 51
グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト 53
グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト 65
グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 75
III. 証券持株会社に係るチェックリスト 83

第1 基本的考え方

第1 基本的考え方

1. 金融持株会社に対する検査の目的及び位置付け

金融持株会社（注1）の子会社である銀行、保険会社又は証券会社（以下「金融機関」という。）及び金融持株会社は、私企業であり、自己責任原則に則った経営が基本である。

しかし、銀行の資金供給面における機能は一国の経済活動全体にとって大きな意義を有している。一銀行の破綻であっても、連鎖反応により、金融システム全体に、さらには信用収縮等を通じて経済全体に重大な影響が及ぶ場合がある。また、預金者等の利益は適切に保護されなければならない。

保険会社は、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連續性を保障するという重要な役割を担っており、保険会社の保障機能は国民経済及び国民生活の基礎となっている。このような観点から、保険契約者等の利益は適切に保護されなければならない。

証券会社は、証券市場の中心的な担い手として、その公正性と効率性の確保において主要な役割を果たすべき立場にある。また、証券会社は、仲介者として、投資者の証券市場へのアクセスを提供する役割を有していることから、投資者保護を図る上でも重要な位置を占めている。仲介者たる証券会社が信頼を失ってしまえば、証券市場自体が機能しなくなるということに留意する必要がある。

こうした性格を有する金融機関を子会社とする金融持株会社が、金融持株会社グループ（注2）におけるグループ内会社（注3）の経営資源を総合的に活用して事業を展開するような場合には、以下に述べるようなリスクを十分に認識する必要がある。すなわち、例えば、金融持株会社グループ全体の経営方針が子会社である金融機関の財務の健全性を歪めたり、グループ内会社において顕在化したリスクがグループの一体性を通じてグループ内の他の金融機関に波及するといったリスクである。このようなリスクが存在する場合には、金融持株会社の子会社である銀行もしくは保険会社の業務の健全かつ適切な運営、又は金融持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性（以下「健全性等」という。）の確保に重大な影響を及ぼす可能性がある。

このような点を踏まえ、銀行持株会社に対する検査は、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」（銀行法第52条の32）、保険持株会社に対する検査は、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため」（保険業法第271条の28）、証券持株会社に対する検査は、証券会社の取引の公正及び業務の健全性を確保し、「公益又は投資者保護」（証券取引法第59条）を図るために行うものである。

金融持株会社に対する検査は、これらの目的のために行うものであり、特に複数の業態の金融機関を子会社とする金融持株会社に対する検査に際しては、銀行法、保険業法、証券取引法

それぞれの目的を踏まえ、検査の位置付け及び内容について十分に注意を払う必要がある。

そもそも、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等は、検査のみによって確保されるべきものではない。金融持株会社及び子会社である金融機関の健全性等の確保は、まず自己責任と市場規律によって達成されるべきものである。

グループ内会社はそれぞれ独立した法人として自己責任原則に基づき経営を行うことが基本であるが、金融持株会社は、親会社又は株主として、子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から適切な管理が行われているかどうかを把握することが可能な立場にある。

また、金融持株会社グループ全体の経営方針及び財務・業務に係る情報は、金融持株会社を通じて開示される。このような情報開示は、金融持株会社及び子会社である金融機関の自己規律を高め、金融持株会社及び子会社である金融機関の健全性等の確保に向けた取組みを促進する。すなわち、金融持株会社は、子会社である金融機関に対して市場規律が働くための中継機能を果たす上で、重要な役割を担っている。

このような中で、金融持株会社の経営陣には、何よりもまず、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保に努めることが求められる。また、監査役は、内部管理体制の充実において、取締役の職務の執行を監査するという重要な役割を担っており、自らの職責を十分に果たすことが求められる。さらに、会計監査人等は、こうした内部管理体制の状況を的確に把握し、金融持株会社グループから独立した立場で、財務諸表監査等を通じて、厳正な外部監査を実施することが求められる。

2. 金融持株会社グループに係る着眼点

金融持株会社に対する検査に際し、検査官は特に以下の点に留意する必要がある。

(1) グループの経営方針と資源配分

金融持株会社の子会社である金融機関は、それぞれ独立した法人であり、自己責任原則に基づき、適切な自己資本の維持を含め、自ら健全性等の確保に努めることが求められる。

しかしながら、金融持株会社グループにおいて、金融持株会社のみが株式市場に接触し、グループ内会社の資本調達を一手に引き受けているような場合には、子会社である金融機関が財務基盤の充実を図る上で、金融持株会社の存在は不可欠となる。このような状況が存在する場合、金融持株会社には、子会社である金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するような資本を維持していくことが求められる。

また、金融持株会社が採用するグループの経営方針及び戦略目標の決定、並びにこれに基づくグループ内の資源配分等（金融持株会社による子会社に対する資本配分、グループ内取引等を通じたリスク・資本等の移転、人員配置など）は、基本的には経営判断に委ねられるものであるが、例えば、グループ内の資源配分等の結果、ある特定の領域にリスクが集中し、

金融機関の健全性等の確保に重大な影響を及ぼすような可能性がある。

したがって、金融持株会社には、子会社である金融機関の健全性等の確保と整合的な経営方針及び戦略目標の決定、並びにこれに基づくグループ内の資源配分等を行うことが求められる。

(2) グループ内取引等

グループ内取引等（注4）は、グループ内会社間のシナジー効果を生み出し、コストの最小化と利益の最大化、リスク管理の向上及び効果的な自己資本と資金調達の管理に資するものである。

しかしながら、グループ内取引等は、グループ内でのリスク移転を伴う側面があることから、金融機関の業務の健全性等に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、グループ内において取引の公正性が歪められたり、金融機関の業務の適切性が損なわれたりする可能性がある。

したがって、取引当事者たる金融機関には、まずは独立した法人として、自己責任原則に則り、グループ内取引等に係る法令等遵守及びリスク管理に関して適切な態勢を構築することが求められる。その上で、金融持株会社グループを管理する機能を果たす立場にある金融持株会社には、グループ内取引等が子会社である金融機関の健全性等の確保に及ぼす影響を十分に理解した上で、当該健全性等の確保に努めることが求められる。

(3) リスクの波及

金融持株会社及びグループ内会社は、それぞれ法人として独立した存在であり、基本的には、自己責任に基づき構築する内部管理態勢により、それに求められる健全性等の確保に努める必要がある。

しかしながら、グループ内会社で顕在化したリスクが、風評やグループ内取引等を通じてグループ内の他の金融機関に波及する可能性があり、個々の金融機関がリスク管理を行うだけではそれに求められる健全性等の確保が十分に図れない場合も想定される。

したがって、金融持株会社グループを管理する機能を果たす立場にある金融持株会社には、グループ内会社間のリスク波及が子会社である金融機関の健全性等の確保に与える影響を十分に理解した上で、金融持株会社及び子会社である金融機関の健全性等の確保に努めることが求められる。

3. 検査マニュアルの位置付け等

(1) 検査マニュアルの位置付け

「金融持株会社に係る検査マニュアル」は、金融持株会社に対する検査に際し、金融持株会社グループにおいて構築されている内部管理態勢が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点を整理したものであり、あくまでも検査官が金融持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置付けられるものである。

金融持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模や特性、金融持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である金融機関の健全性等の確保に努めることが期待される。

(2) 検査マニュアルの構成

本マニュアルは、金融持株会社に対する検査に係る留意事項を取りまとめた「基本的考え方」（銀行持株会社、保険持株会社、証券持株会社に共通。）と、検査官が検査に際し、グループの内部管理態勢の検証を行う際の着眼点を取りまとめたチェックリスト（銀行持株会社に係るチェックリスト、保険持株会社に係るチェックリスト及び証券持株会社に係るチェックリスト。以下「業態別チェックリスト」という。）により構成される。

(3) 検査マニュアルの適用

検査に際しては、「基本的考え方」に加え、金融持株会社の業態に沿った業態別チェックリストを用いてグループの内部管理態勢の検証を実施する。

具体的には、銀行持株会社に対する検査に際しては「銀行持株会社に係るチェックリスト」、保険持株会社に対する検査に際しては「保険持株会社に係るチェックリスト」、証券持株会社に対する検査に際しては「証券持株会社に係るチェックリスト」を、それぞれ用いることとなる。

また、金融持株会社が、複数の業態の金融機関を子会社として有する場合には、複数の業態別チェックリストを必要に応じて用いる。例えば銀行持株会社の子会社に、銀行の他、保険会社と証券会社が存在する場合には、「銀行持株会社に係るチェックリスト」の他、「保険持株会社に係るチェックリスト」や「証券持株会社に係るチェックリスト」も、必要に応じて用いることとなる。

なお、本マニュアルは、金融持株会社の検証項目として主要なもの（グループの経営管理（ガバナンス）態勢、自己資本管理態勢及び統合的リスク管理態勢）を記載しているが、各管理態勢の検証に当たっては、金融持株会社の形態は様々であることを踏まえ、それぞれの金融持株会社の役割・責任に応じて、適宜、「金融検査マニュアル」、「保険検査マニュアル」の該当部分を用いて各管理態勢の検証を行うことに留意する。

4. 検査実施上の留意点等

(1) 金融持株会社に対する検査を実施する際の留意点

① 本マニュアルの適用に当たっての留意点

金融持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その様態の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区別があり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本マニュアルに記載されているチェックリストの内容の全てを各々の金融持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本マニュアルの適用に当たっては、チェック項目に記述されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である金融機関の健全性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、金融持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本マニュアルのチェックリストを活用しながら、金融持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、金融持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

② 業態の特性に係る留意点

金融持株会社に対する検査の実施に際しては、業態による以下の特性に留意する必要がある。

i 銀行持株会社

銀行持株会社に対する検査は、子会社である「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある」(銀行法第52条の32第1項)と認められる場合に実施するものとされている。

これは、「銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資する」(銀行法第1条第1項)ことを目的としているためである。

ii 保険持株会社

保険持株会社に対する検査は、子会社である「保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため」、子会社である保険会社に対して検査を実施する場合において、「特に必要がある」（保険業法第271条の28第1項）と認められる場合に実施するものとされている。

これは、「保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資する」（保険業法第1条）ことを目的としているためである。

iii 証券持株会社

証券持株会社に対する検査は、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当である」と認められる場合に、子会社である「証券会社の営業又は財産に関し必要な検査」（証券取引法第59条第1項）を実施するものとされている。

これは、「国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行及び売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、有価証券の流通を円滑ならしめる」（証券取引法第1条）ことを目的としているためである。

（参考）検査権限に係る規定

	銀 行 法	保 険 業 法	証券取引法
銀行・保険会社・証券会社(※1)	第25条第1項	第129条第1項	第59条第1項
金融持株会社	第52条の32第1項	第271条の28第1項	第59条第1項
金融持株会社の子会社	第52条の32第2項	第271条の28第2項	第59条第1項(※2)

※1 銀行とは、銀行法第2条第1項に定める銀行をいう。

保険会社とは、保険業法第2条第2項に定める保険会社をいう。

証券会社とは、証券取引法第2条第9項に定める証券会社をいう。

※2 証券持株会社の子会社が、証券会社と取引をする者である場合の監督検査権限（報告若しくは資料の提出命令）。

（2）金融持株会社に対する検査を実施する際の手順

金融持株会社に対する検査に際しては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

- ① 金融持株会社グループの実態を把握し、金融持株会社やグループ内会社が、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保に及ぼす影響を把握する。
なお、金融持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。
- ② 上記①の影響が生じる原因を、金融持株会社の子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、業態別チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。
なお、金融持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記①の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。
- ③ 業態別チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である金融機関の健全性等の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

(3) 子会社である金融機関に対する検査を実施する際の留意点

金融持株会社の子会社である金融機関の経営陣には、何よりもまず、内部管理態勢を充実させることにより、自らの責任において、その健全性等を確保することが求められる。子会社である金融機関は、内部管理機能の一部を金融持株会社に委託し、金融持株会社グループとしての内部管理の効率化を図ることも想定されるが、そのような場合であっても、金融機関自らの管理責任が軽減されるわけではない。

したがって、検査官は、子会社である金融機関に対する検査に際し、特に以下の点に留意する必要がある。

- ① 金融持株会社及びグループ内会社が子会社である金融機関の健全性等の確保に重大な影響を及ぼしていないか。また、当該金融機関の健全性等の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引等や兼任関係が存在しないか。
- ② 子会社である金融機関の内部管理機能の一部を金融持株会社が担っている場合、その役割を金融持株会社が担うことにより、当該金融機関の健全性等を損ねこととなるような状況となっていないか。

(注1) 本マニュアルにおける「金融持株会社」とは、銀行法第2条第13項に定める「銀行持株会社」、長期信用銀行法第16条の4に定める「長期信用銀行持株会社」、保険業法第2条第16項に定める「保険持株会社」又は証券取引法第59条第1項に定める証券会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項第1号に規定する持株会社。本マニュアルにおいて、「証券持株会社」という。）のいずれか、又はこれらの複数に該当する持株会社をいう。なお、「長期信用銀行持株会社」に係る本マニュアルの適用については、特段の定めがない限り、「銀行持株会社」に係るものと準用する。

(注2) 本マニュアルにおける「金融持株会社グループ」又は「グループ」とは、①金融持株会社、②その子会社である金融機関及び③当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいう③の「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、金融持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

(注3) 本マニュアルにおける「グループ内会社」とは、金融持株会社グループを構成する会社のうち、金融持株会社を除く会社をいう。

(注4) 本マニュアルにおける「グループ内取引等」とは、金融持株会社の子会社である金融機関が、金融持株会社又はグループ内会社との間で行う取引又は行為をいう。

(注5) グループ内会社に対する管理態勢の検証を行うに際して、例えば、金融持株会社の子会社である金融機関が、グループ内会社を直接管理しているような場合には、当該金融機関が行っている管理態勢を検証すれば、グループとしての管理態勢の検証を行ってよい得るケースがあることに留意する。

(注6) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役（会）設置会社である金融持株会社及びグループ内会社を念頭において記述されている。金融持株会社及びグループ内会社の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。

① 金融持株会社及びグループ内会社が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して検

証を行う。

- (i) 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。
 - (ii) 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することができる。
 - (iii) 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
 - (iv) 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。
- ② 担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。

(注7) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融持株会社が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、グループの業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(注8) 本マニュアル中の用語については以下による。

- ① 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。
- ② 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後の検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。
- ③ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載したグループ内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。

- ④ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
- ⑤ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。
- ⑥ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称している。

第2 チェックリスト

I . 銀行持株会社に係るチェックリスト

グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 銀行持株会社グループにおいて、子会社である銀行の業務の健全性及び適切性を確保するためには、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体として法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- ・ グループの経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、銀行持株会社及び各グループ内会社の規模・特性等に応じた役割及び責任等を明確にした上、これらが実効的に果たされなければならない。具体的には、銀行持株会社は、その役割及び責任等に応じ、グループ全体としての経営方針等を定め、グループの状況を適切に把握した上、適切な資源配分等を行うなどし、グループの適切な態勢整備を行う必要がある。
- ・ 検査官は、グループ内会社も独立した法人として自己責任に基づく内部管理を行うこと、また、グループ内会社の業務の健全性・適切性の確保は子会社である銀行の業務の健全性・適切性の確保のために必要であること等に留意しつつ、①グループの経営方針等の策定、②グループ内会社管理態勢の整備・確立、③モニタリング及び見直し、④グループ体制において特に留意すべき個別の問題への対応の適切性といった観点から、銀行持株会社の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否かについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 本チェックリストでは、銀行持株会社の業務の中心が子会社である銀行の経営管理業務であることに鑑み、銀行持株会社によるグループ内会社管理態勢の整備・確立の適切性・有効性等に関する検証項目として主要なものを記載している。検査官は、本チェックリストに記載のない事項（例えば、内部監査部門による銀行持株会社内各部門に対する内部監査の適切性等）を検証するに際しては、金融検査マニュアルの該当部分を適宜用いて検証を行うことに留意する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を銀行持株会社の経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 銀行持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、銀行持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした銀行持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. グループの経営方針等の策定

1. 経営方針等の策定

① 【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱と

した企業倫理の構築をグループ経営上の重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

②【経営方針・経営計画等の整備・周知】

取締役会は、グループが目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、グループの経営方針に沿ったグループ全体の経営計画を明確に定め、これらを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

③【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、グループ全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクやグループ内の資源配分（資本配賦、人員配置等）等に関するグループ全体の戦略目標を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の戦略目標について、グループの戦略目標と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

④【内部管理基本方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「内部管理基本方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部管理基本方針について、グループの内部管理基本方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

⑤【法令等遵守方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、法令等遵守態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「法令等遵守方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の法令等遵守方針について、グループの法令等遵守方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

⑥【リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、リスク管理態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別のリスク管理方針について、グループのリスク管理方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

2. 銀行持株会社及びグループ内会社の役割等の明確化

① 【銀行持株会社の役割等の明確化】

取締役会は、グループ内会社の業務運営にどの程度関与するか、どのように関与するか等、グループにおける銀行持株会社の役割及び責任を明確化する観点から、グループの経営方針等を踏まえ、銀行持株会社が行う「経営管理及びこれに附帯する業務」（以下「経営管理業務」という。）の範囲及び内容を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【グループ内会社の役割等の明確化】

取締役会は、グループ全体の戦略目標、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等における各グループ内会社の位置付け、役割及び責任を明確化し、それらに応じたグループの管理態勢を整備しているか。また、各グループ内会社の位置付け、役割及び責任が達成されているかについて、モニタリングする態勢を整備しているか。

II. グループ内会社管理態勢の整備・確立状況

1. 取締役・取締役会の役割・責任等

① 【取締役・代表取締役の役割・責任】

(i) 取締役は、銀行持株会社及びグループ内会社に適用される各種法令等の概要、適切な会計処理及びディスクロージャーの重要性、各種リスクの特性の概要、リスクの波及等のグループ体制特有のリスクの管理を含むグループ全体のリスク管理の重要性を理解し、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査¹、外部監査の重要性を認識しているか。

(ii) 代表取締役は、グループの経営方針、戦略目標、内部管理基本方針、法令等遵守方針及びリスク管理方針等に沿って、グループ内の適切な資源配分（資本配賦、人員配置等）を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。

② 【代表取締役に対する牽制】

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決

¹ 「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する部内検査等を含まない。以下同じ。

なお、「被監査部門等」には、内部監査部門が、銀行持株会社の経営管理業務の範囲及び内容に鑑み、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社に対して直接内部監査を実施する場合におけるグループ内会社の部門等が含まれることに留意する。

定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、取締役会規則において、グループの法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、グループの経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。

③【社外取締役の役割・責任】(社外取締役が選任されている場合)

社外取締役は、グループ経営の意思決定の客觀性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。取締役会は、社外取締役が取締役会において適切な判断をすることができるよう、社外取締役に対し、グループの業務運営及びリスク管理等の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

④【取締役の善管注意義務・忠実義務】

取締役は、職務の執行に当たり、グループの業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、取締役会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

⑤【情報開示態勢の整備】

取締役会は、グループの財務情報その他グループに関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

⑥【適切な会計処理態勢の整備】

取締役会は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り、適切な会計処理を行うための態勢を整備しているか。

2. 組織体制の整備

取締役は、グループ内で人員の偏在、人的構成の不均衡等が生じれば、グループ全体の法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等に重大な影響を与えることを十分に認識し、取締役会等は、適切にグループ内の人員配置を行っているか。また、グループ内会社間で役職員を兼任させる場合には、適切な牽制態勢を整備しているか。

3. 銀行持株会社への報告・承認態勢の整備

- (i) 取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定して、グループ内会社に周知させ、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から銀行持株会社に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、銀行持株会社に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- (ii) 報告事項及び承認事項は、取締役会等がグループの状況・事案の実態を把握するのに十分な内容となっているか。

4. 内部監査態勢の整備

(1) 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備

① 【方針の策定】

- (i) 取締役は、グループの業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性あるグループの内部監査態勢を整備することが、グループ内会社の適切な法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。特に、担当取締役は、グループの内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。
- (ii) 取締役会は、グループの経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けたグループの基本方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。
- また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部監査方針について、グループの内部監査方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

② 【内部監査部門の態勢整備】

- (i) 取締役会は、グループの内部監査方針に則り、銀行持株会社に、グループ内会社の内部監査機能を統括し、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。
- (ii) 取締役会等は、内部監査部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適正な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。
- (iii) 取締役会は、内部監査部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確保しているか。
- (iv) 取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員及びグループ内会社に周知徹底する態勢を整備しているか。

③ 【報告態勢の整備】

取締役会は、内部監査部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループにおける内部監査の結果について報告させる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

④ 【フォローアップ態勢の整備】

取締役会は、内部監査部門から、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社の状況に関する報告を受け、グループ内会社における内部監査が有効に機能していることを確認しているか。また、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題及びグループ内会社のみで対応できないと認められる問題等について、速やかに適切な措置を講じているか。

(2) 内部監査部門の役割・責任

① 【グループにおける内部監査】

内部監査部門は、グループ内会社の内部監査部門から、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社の内部監査状況の報告を受け、グループ内会社の内部監査機能の有効性を検証するなどし、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証しているか。

また、内部監査部門は、銀行持株会社の経営管理業務の範囲及び内容に鑑み、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の業務について直接内部監査を実施しているか。

② 【問題点の把握・報告】

- (i) 内部監査部門は、グループにおける内部監査等を通じて把握したグループ内の問題点等について、発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題点又は顧客の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに取締役会に報告しているか。
- (ii) 内部監査部門は、グループにおける内部監査等において法令等違反行為又はそのおそれのある行為を認識した場合、速やかに銀行持株会社のコンプライアンス統括部門に報告しているか。また、グループ内会社の内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、定期的にかつ必要に応じて速やかに、これをコンプライアンス統括部門に通知しているか。

③ 【フォローアップ態勢の整備】

内部監査部門は、グループ内会社における改善状況について、適切に確認しているか。

(3) 評価・改善活動

① 【分析・評価】

- (i) 取締役会は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに銀行持株会社の各部門からの報告等のグループの内部監査の状況に関する情報に基づき、グループの内部監査の状況を的確に把握し、内部監査の実効性の分析・評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

- (ii) 取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

② 【改善活動】

- (i) 取締役会は、上記4.(3)①の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて

改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時かつ適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

- (ii) 取締役会は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて隨時、検証し、適時かつ適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。
- (iii) 取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

5. 監査役・監査役会の監査態勢の整備

(1) 監査役の監査環境の整備

① 【監査環境の整備】

監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門、グループ内会社の取締役及び監査役等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備に努めているか。

② 【独立性の確保等】

- (i) 銀行持株会社が監査役会を設置している場合、監査役会は、各監査役の権限行使を妨げない限度において、監査役や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。

- (ii) 監査役及び監査役会は、組織上及び業務の遂行上、独立性が確保される態勢となっているか。特に、監査役の調査権限及び報告権限を妨げることや、監査費用支出に不合理な制限を設けることを排除し、監査役の独立性を確保しているか。

また、監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

- (iii) 監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。また、監査役及び監査役会を補佐する者は、監査役の補佐業務の遂行に関し、取締役及び取締役会からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。

③ 【外部専門家及び社外監査役】

- (i) 監査役及び監査役会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を活用しているか。

- (ii) 社外監査役は、自らの立場を活かしつつ、監査機能を十分発揮しているか。特に非常勤社外監査役の場合には、監査機能の発揮のため、常勤監査役との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

(2) 会計監査結果についての検証

監査役及び監査役会は、会計処理の監査が実効的に行われるよう、定期的又は必要に応じて隨時、会計監査人と協議しているか。

監査役及び監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等について適切に提言する等の措置を講じているか。

(3) グループ内会社に対する調査等

監査役及び監査役会は、グループにおいて適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、グループ内会社の監査役及び監査役会から、グループ内会社の内部管理態勢の状況等について報告を受ける等、グループ内会社の監査役及び監査役会と適宜連携・協力しているか。

また、監査役は、取締役によるグループの業務の健全性確保のための職務執行状況を監査する観点から、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しているか。

6. 外部監査態勢の整備

① 【会計監査人、弁護士等による内部管理態勢に対する外部監査】

銀行持株会社は、グループ全体の内部管理態勢の有効性等について、年一回以上、会計監査人、弁護士等の外部の専門家による外部監査²を受けているか。

また、取締役会又は監査役会は、監査結果を適時に受領しているか。

② 【外部監査の有効性の分析・評価】

取締役及び監査役会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。

また、取締役及び取締役会等は、グループ内会社において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握する等、グループ内会社における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

③ 【フォローアップ態勢の整備】

取締役会は、外部監査人により指摘された問題点を一定の期間内に改善する態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題及びグループ内会社のみで対応できないと認められる問題等については、速やかに適切な措置を講じているか。

また、内部監査部門等は、改善の進捗状況を適切に確認しているか。

² ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、銀行持株会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

III. モニタリング及び見直し

取締役会は、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループにおける業務運営の状況及びグループが直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、グループの経営方針、経営計画、戦略目標、内部管理基本方針、法令等遵守方針、リスク管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則ったグループ全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

IV. 特に留意すべき個別の問題

1. グループ内取引等に関する管理

① 【方針の整備・周知】

- (i) 取締役は、グループ内取引等について、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、取引の公正性が歪められ、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、グループ内取引等に伴うリスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及等が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識しているか。
- (ii) 取締役会は、グループ内取引等に係る基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【グループ内取引等に関する管理態勢の整備】

取締役会等は、グループ内会社が、グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を行おうとする場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針、リスク管理方針及びグループ内取引等に係る基本方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。

特に、アームズ・レンジス・ルールの適用のある取引等のグループの法令等遵守態勢に重大な影響を与える可能性のある取引、又は重大なリスク移転が生じる取引等のグループのリスク管理態勢に重大な影響を与える可能性のある取引については、慎重にその適切性・適法性を検討する態勢となっているか。

2. 提携業務等に関する管理

① 【方針の整備・周知】

- (i) 取締役は、グループ内の業務提携等に係る業務の実行について、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、提携業務等の公正性が歪められ、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、提携業務等の実行に伴うリスクの発生等により、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼ

す可能性があることを十分に認識しているか。

- (ii) 取締役会は、グループ内の業務提携等に係る基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【提携業務等に関する管理態勢の整備】

取締役会等は、グループ内でグループの経営に重大な影響を与える可能性のある業務提携等が行われる場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針、リスク管理方針及びグループ内の業務提携等に係る基本方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。

特に、優越的地位の濫用、利益相反等のおそれがありグループの法令等遵守態勢に重大な影響を与える可能性のある業務提携等、重大なリスクが生じるおそれがありグループのリスク管理態勢に重大な影響を与える可能性のある業務提携等、又はグループの戦略目標の達成に重大な影響を与える可能性のある業務提携等については、慎重にその適切性・適法性を検討する態勢となっているか。

3. 新規業務に関する管理

取締役会等は、グループ内会社が、グループの経営に重大な影響を与える可能性のある新規業務を開始する場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針及びリスク管理方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。また、当該新規業務に係るリスクを特定し、リスク管理に必要なインフラを整備し、グループとして管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。

なお、特定されたリスクが管理不可能なものであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うなど、適切な方策が講じられているか。

4. 顧客情報管理

① 【方針の整備・周知】

取締役会は、顧客情報保護の観点から、グループにおける顧客情報の共同利用に関する方針を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【態勢の整備】

取締役会等は、顧客情報の共同利用に関する方針に則り、グループ内で顧客情報を共同利用する場合には、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他関連法令等に従い、適切に対応する態勢を整備しているか。

5. 危機管理

① 【危機管理態勢の整備】

取締役は、グループ内の一會社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ全体に損害が生じる可能性があることを十分に認識しているか。

また、取締役会等は、当グループにとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時よりグループの危機管理について適切に態勢整備を行っているか。例えば、危機管理マニュアル等の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等のグループの態勢整備が適切に行われているか。

② 【危機管理態勢の適切性】

- (i) グループにおいて、定期的な点検・訓練を行うなど危機発生時のリスク回避又は軽減の取組みを行っているか。
- (ii) 危機管理マニュアル等には、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- (iii) 危機管理マニュアル等は、グループにおける業務の実態やリスク管理の変化に応じ、不断の見直しが行われているか。
- (iv) 危機管理マニュアル等には、危機発生時における責任態勢が明確化され、危機発生時の連絡態勢等が明記されているか。
- (v) 危機発生時のグループの情報発信・収集態勢は、危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているか。また、日頃からグループにおけるきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

6. 増資に関する管理

① 【態勢の整備】

- (i) 取締役会は、第三者割当増資等に関する法令等遵守の重要性に鑑み、適切に態勢を整備しているか。
取締役会は、第三者割当増資等に関する法令等遵守の重要性について、役職員及びグループ内会社に周知させているか。
- (ii) 取締役会は、会社法、独占禁止法、証券取引法等の法令等の遵守について、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求めるなど、適切な対応をとっているか。
- (iii) 取締役会は、第三者割当増資等を行う際に、子会社である銀行が関与する場合には、当該銀行においても適切な対応が行われるよう、法令等遵守態勢を整備しているか。

② 【財産の健全性の確保等】

- (i) 割当先名簿の作成及び取得の申込みの勧誘に係る方針は、自己資本としての健全性の確保等の観点を十分踏まえたものとなっているか。
- (ii) 以下のようなケースについての取扱いについて、明確にしているか。
- ・ 財務の実態等を勘案すると、返済能力や意思のない先に、子会社である銀行が直接又は迂回して融資等の信用供与を行い、その融資等の信用供与による資金で増資払込みを行わせると疑われるようなケース。特に、子会社である銀行及び増資引受先の双方が、仮装の増資を企図していると疑われるようなケース。
 - ・ 増資引受先の株式保有リスクを何らかの形で銀行持株会社グループが肩代わりしていると疑われるようなケース。

③ 【不公正な取引の防止】

- (i) 取締役会は、グループにおいて、独占禁止法が禁止している不公正な取引方法（優越的な地位の濫用等）に該当する行為の発生を防止する措置を講じているか。特に、子会社である銀行の取引先に対する割当については、不適切な取引を防止する措置を講じているか。
- (ii) 取締役会は、グループにおいて、証券取引法が禁止している不公正な取引（インサイダー取引、有利買付け等の表示の禁止等）に該当する行為の発生を防止する措置を講じているか。

④ 【適正なディスクロージャーの確保】

- (i) 取締役会は、証券取引法に定める増資手続き（有価証券届出書の提出と勧誘行為、目論見書の作成・交付、有価証券届出書の効力発生等）の遵守のための措置を講じているか。
- (ii) 取締役会は、有価証券届出書及び目論見書作成に当たって、投資家保護上万全を期すような措置を講じているか。また、真に重要な「リスク情報」を、分かりやすく、かつ、簡潔に開示しているか。
- ・ 「組込方式」又は「参照方式」の有価証券届出書及び目論見書を作成する場合でも、有価証券届出書の提出日現在の「リスク情報」を記載する必要があることを認識して、対応しているか。
 - ・ 有価証券届出書提出後においても、投資家保護上重要な事実が発生した場合には、訂正届出書を提出する必要があることを認識して、対応しているか。
- (iii) 取締役会は、財務内容等について誤認を与えるような表示の防止措置を講じているか。
- ・ 増資の勧誘に当たって、目論見書（及び有価証券届出書）以外の情報を利用する場合、目論見書の内容と異なる内容となっていないか。
 - ・ 勧誘に当たっての資料が、グループの財務内容について誤認を与えることのないよう、適切な措置を講じているか。

⑤【商品性の適切な説明等】

- (i) 取締役会は、増資の勧誘等に際しての説明方法及び内容が、民法、金融商品販売法等の観点から、適切なものとなっているかを検証する態勢を整備しているか。
- (ii) 取締役会は、子会社である銀行が、預金等との誤認を防止するための以下のようないわゆる措置を講じていることを確認しているか。
 - ・ 割当先の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行っているか。
 - ・ 誤認防止のための説明内容は、預金等ではないこと、預金保険の対象とはならないこと、元本が保証されていないこと等を含む十分なものとなっているか。

⑥【遵守状況の事後的な点検体制の整備】

取締役会は、増資手続きの進行に応じて、法令等遵守の状況について適切な事後点検を行う体制を整備しているか。

7. 経営管理料及び配当に関する管理

①【経営管理料】

銀行持株会社が子会社である銀行等の経営管理業務に係る対価として当該銀行等から得ている収入（経営管理料）は、合理的に算定されたものとなっているか。

②【配当】

銀行持株会社が子会社である銀行等から受け取る配当については、当該銀行等の自己資本を著しく毀損する等、当該銀行等の業務の健全かつ適切な運営を著しく損なうようなものとなっていないか。

グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 銀行持株会社における自己資本管理とは、グループの自己資本充実に関する施策の実施、グループの自己資本充実度の評価及び連結自己資本比率の算定を行うことをいう。
- ・ 銀行持株会社における自己資本管理は、グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し、適切な資本配賦運営等を行い、グループの業務の健全性及び適切性を確保する観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、自己資本管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 銀行持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、銀行持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした銀行持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. 銀行持株会社の経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況

1. 方針の策定

① 【取締役の役割・責任】

取締役は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループの自己資本管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社の自己資本管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループのリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。

特に担当取締役は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループの自己資本管理の状況を的確に認識し、適正なグループの自己資本管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

② 【自己資本管理方針の整備・周知】

取締役会は、グループの自己資本管理に関する方針（以下「自己資本管理方針」

という。) を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか¹。

- ・ グループの自己資本管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 十分な自己資本を維持するための基本方針
- ・ グループの自己資本管理に関する部門（以下「自己資本管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 自己資本対比でのリスク許容度に関する方針
- ・ 自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクの定義
- ・ 自己資本充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ 連結自己資本比率の算定に関する方針
- ・ 資本配賦運営に関する方針

③ 【経営計画の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、経営計画を策定し、役職員及びグループ内会社に周知させているか。グループの経営計画の策定に当たっては、現在及び将来において必要となるグループの自己資本の額をグループの戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましいグループの自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえているか。また、グループの自己資本水準の目標については、リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況との整合性を確保しているか。

④ 【資本計画等の整備】

取締役会は、グループの経営計画、戦略目標及び自己資本管理方針に則り、適切なグループの自己資本水準の目標を達成するための資本計画等を策定しているか。銀行持株会社による資本配賦運営については、各グループ内会社のリスクに配賦する資本（以下「リスク資本」という。）の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。

⑤ 【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

(1) 内部規程の整備

① 【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、自己資本管理方針に則り、グループの自己資本管理に関する取決

¹ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理方針を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

めを明確に定めた内部規程（以下「自己資本管理規程」という。）を自己資本管理部門に策定させ、役職員及びグループ内会社に周知させているか。取締役会等は、自己資本管理規程についてリーガル・チェック等を経て、自己資本管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

② 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】

取締役会等は、グループの自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、グループの経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。また、自己資本充実度を評価するための自己資本と、自己資本比率規制上の自己資本、基本的項目（Tier I）、補完的項目（Tier II）、又は株主資本等との関係に照らし、定義の決定根拠を明確にしているか。

(2) 組織体制の整備

① 【自己資本管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に則り、自己資本管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会等は、自己資本管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えてい るか。³
- (iii) 取締役会等は、自己資本管理部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確 保しているか。

② 【情報開示】

取締役会等は、法令等に定める自己資本充実の状況に関する情報開示について、その趣旨を十分踏まえ、適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

③ 【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、グループの自己資本管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、自己資本管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会及び取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。報告内容については、例えば、以下の項目について、適切に評価・判断できる事項となっているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告する態勢を整

² 自己資本管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、自己資本管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼担する部署（統合的リスク管理部門等）が自己資本管理を担当する場合や、部門や部署ではなくある責任者が自己資本管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

備しているか。

- ・ 主要なリスクの水準・傾向及びそれらがグループの自己資本へ与える影響
- ・ 自己資本充実度の評価方法（自己資本の定義、管理対象とするリスクの決定及びリスク評価方法を含む。）の妥当性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らしたグループの自己資本充実の状況
- ・ グループの自己資本水準の目標とリスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況についての整合性
- ・ グループの資本計画等の見直しの必要性

④ 【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で自己資本管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

(3) 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【自己資本管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等のグループの自己資本管理の状況に関する全ての情報に基づき、グループの自己資本管理の状況を的確に分析し、グループの自己資本管理の実効性の評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

② 【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随时、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

① 【改善の実施】

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めるのではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随时、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 自己資本管理部門の役割・責任

1. 自己資本管理規程・組織体制の整備

(1) 自己資本管理規程の整備

①【自己資本管理規程の整備・周知】

自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイル並びに自己資本管理手法を十分に理解し、グループの経営計画、資本計画等及び自己資本管理方針に沿って、グループの自己資本充実度の評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた自己資本管理規程を策定しているか。自己資本管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、役職員及びグループ内会社に周知されているか。

②【自己資本管理規程の内容】

自己資本管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループの自己資本充実度の評価及び連結自己資本比率の算定に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。⁵

- ・ 自己資本管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク資本枠の設定に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度のモニタリング方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め

⁵ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理規程を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

- ・ 連結自己資本比率の算定プロセスに関する取決め
- ・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め
- ・ グループの新規業務の自己資本配賦に関する取決め

(2) 組織体制の整備

- (i) 自己資本管理部門は、リスク・プロファイルに見合った適切なグループの自己資本管理及び適切な資本配賦運営を行う観点から、取得すべき情報を特定し、情報保有部門及びグループ内会社から定期的にかつ必要に応じて速やかに、報告を受ける態勢を整備しているか。例えば、以下の項目については、適時適切に報告を受けているか。
- ・ リスクの状況
 - ・ リスク限度枠の遵守状況・使用状況
 - ・ リスク資本枠の遵守状況・使用状況
 - ・ 収益の状況
 - ・ リスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- (ii) 自己資本管理部門は、連結自己資本比率を正確に算定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、正確な元データを入手し、算定する態勢を整備しているか。
- (iii) 自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い自己資本充実度評価システム及び連結自己資本比率算定システム⁶を整備しているか。
- (iv) 自己資本管理部門は、グループの自己資本管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

(3) 自己資本管理規程及び組織体制の見直し

自己資本管理部門は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの自己資本管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて自己資本管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 自己資本管理部門の役割・責任

(1) 取締役会及び取締役会等への報告・承認

自己資本管理部門は、取締役会が設定した事項について、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会及び取締役会等にこれを報告し、又は承認を求めているか。また、自己資本管理部門又はグループ内会社において、グループの自己資本管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、適切に取締役会及び取締役会等に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える

⁶ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

事案については、取締役会に対し速やかに報告しているか。

(2) **自己資本充実に関する施策の実施**

① **【自己資本充実に関する施策の実施及びモニタリング】**

- (i) 自己資本管理部門は、グループの経営計画、資本計画等に基づき、グループの自己資本充実に関する施策を円滑に実行しているか。
- (ii) 自己資本管理部門は、グループの自己資本充実に関する施策の円滑な実行の観点から、経済循環を含む外部環境の変化について、モニタリングしているか。

② **【自己資本の水準の維持】**

- (i) 自己資本管理部門は、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）及び外部環境（経済循環、市場等）の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、グループの自己資本水準の維持のための十分な分析・検討を行っているか。
- (ii) 自己資本管理部門は、グループの自己資本充実度が不十分となる場合を想定して、自己資本増強等の実行可能な対応策を分析・検討しているか。特に、風評リスクの顕在化等により、通常よりも資本調達が困難となる可能性も踏まえて、検討しているか。

(3) **自己資本充実度の評価**

① **【自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定】**

- (i) 自己資本管理部門が独自にリスクを特定している場合、自己資本管理部門は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスク、グループ内会社が抱える各種リスクについて、網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、グループの自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクを特定しているか。
- (ii) 自己資本管理部門は、連結自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。グループの自己資本充実度の評価において管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

② **【自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法】**

自己資本管理部門が独自にリスクを評価している場合、自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク評価方法を用い、適切にグループの自己資本充実度におけるリスク評価を行っているか。なお、評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。

- ・ 銀行勘定の金利リスク計測におけるコア預金の取扱い及び資産・負債のオプション性リスク（期限前解約リスク・期限前償還リスク等の非線形リスク）等の計測手法は適切なものとなっているか。

- ・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。
- ・ リスク量を統一的な尺度の1つであるVaRで計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等はグループの戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。
- ・ 統合リスク計測手法を用いている場合、各種リスク計測手法間の整合性は確保され、各リスクを加算する手法は妥当なものとなっているか。

③ 【自己資本充実度の評価】

自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なグループの自己資本充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。

- ・ 自己資本の質は自己資本充実度の評価に適したものとなっているか。
- ・ 自己資本充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。
- ・ リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。
- ・ 適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本及びリスクへの影響度を分析し、自己資本充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シナリオは自己資本充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。
- ・ 中長期的な視点で、自己資本充実度の評価を行っているか。
- ・ 期待損失に対する貸倒引当金の過不足を考慮しているか。
- ・ 損失が顕在化している場合は、自己資本充実度評価の際にその損失を考慮しているか。
- ・ 収益が低下することによって、損失が見込まれる場合は、収益の変動リスクについて考慮しているか。

(4) モニタリング

① 【自己資本充実の状況のモニタリング】

自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、グループの自己資本充実の状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

② 【グループ内会社等への還元】

自己資本管理部門は、必要に応じて、関連部門及びグループ内会社に対し、グループの自己資本充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(5) コントロール

① 【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

自己資本管理部門は、自己資本充実の観点から、グループの自己資本充実度の評価において管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

② 【自己資本充実度が十分でない場合の対応】

自己資本管理部門は、グループの自己資本充実度が十分でない場合、速やかに、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、取締役が今後の具体的対応について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

(6) 検証・見直し

自己資本管理部門は、グループ内会社の内部環境及び外部環境の変化並びに自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を把握し、グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なグループの自己資本充実度の評価方法であるかを定期的に検証し、見直しを行い、又は取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。例えば、グループの自己資本充実度に関する以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 自己資本充実度の評価における自己資本の定義と、グループの経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性及び定義の決定根拠の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価方法の妥当性
- ・ 自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえたグループ運営の適切性

III. 個別の問題

① 【連結自己資本比率の算式】

連結自己資本比率は、告示⁷第2条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第14条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の算式に従って算出されているか。

（ただし、国内基準適用金融機関は、第16条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。）

⁷ 「告示」とは、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」をいう。

②【連結の範囲】

連結の範囲は、告示第3条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第15条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従っているか。

③【自己資本の額】

- (i) 自己資本の基本的項目の額は、告示第5条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第17条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (ii) 自己資本の補完的項目の額は、告示第6条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第18条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (iii) 自己資本の準補完的項目の額は、告示第7条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第19条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (iv) 自己資本の控除項目の額は、告示第8条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第20条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (v) 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。
- ・ ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等については、告示第5条第2項及び第17条第2項により、自己資本として適格なものであるか。
 - ・ 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合には、当該優先出資証券は、告示第5条第3項から第5項までにより、自己資本として適格なものであるか。
 - ・ 資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第5条第7項及び第17条第3項に留意する。
 - ・ 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上しているか。
 - ・ 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第6条及び第18条により、自己資本として適格なものであるか。

- ・ 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は、適切に控除項目として計上しているか。

④【信用リスク・アセットの額】

- (i) 信用リスク・アセットの額は、告示第10条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第22条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (ii) 告示第1条第10号で定義する標準的手法採用行に該当する場合は、金融検査マニュアル「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 別紙 標準的手法の検証項目リスト」の各項目に着目する。
- (iii) 告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行に該当する場合は、金融検査マニュアル「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 別紙 内部格付手法の検証項目リスト」の各項目に着目する。

⑤【マーケット・リスク相当額の合計額】

- (i) マーケット・リスク相当額の合計額は、告示第11条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第23条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (ii) 告示第250条により内部モデル方式を用いている場合は、金融検査マニュアル「市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト III. 4. 市場リスク計測手法」の各項目に着目する。

⑥【オペレーションナル・リスク相当額の合計額】

- (i) オペレーションナル・リスク相当額の合計額は、告示第12条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第24条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。
- (ii) 告示第283条に定める粗利益配分手法を用いている場合は、告示第286条に定める基準を継続して充足しているか。
- (iii) 告示第1条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、告示第289条に定めるリスク相当額を算出しているか。また、告示第293条に定める基準を継続して充足しているか。

⑦【自己資本規制上の自己資本額の下限】

告示第1条第3号で定義する内部格付手法採用行、同条第13号で定義する先進的計測手法採用行に該当する場合は、告示第13条（国際統一基準の連結自己資本比率の場合）及び第25条（国内基準の連結自己資本比率の場合）の定めに従って算出しているか。

グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 銀行持株会社における統合的リスク管理とは、グループ内会社が抱える各種リスクを統括すること及びグループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを統合的に捉え、グループの経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理することをいう。
- ・ 銀行持株会社における統合的リスク管理態勢の整備・確立は、グループの業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、銀行持株会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 銀行持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、銀行持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした銀行持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. 銀行持株会社の経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

1. 方針の策定

① 【取締役の役割・責任】

取締役は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループが抱える各種リスクの統合的な管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社のリスク管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループの統合的なリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。

特に担当取締役は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びにグループの統合的なリスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループのリスク管理の状況を的確に認識し、グループの適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

② 【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、グループの収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定し、役職員及びグループ内会社に周知させているか。グループの戦略目標の策定に当たっては、グループの資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、各種リスクを勘案し、かつグループ全体としての自己資本の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ グループ全体又はグループ内会社において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ グループの戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③ 【統合的リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、統合的リスク管理に関するグループの方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ グループの統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ グループの統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ リスク限度枠の設定に関する方針
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- ・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロール及び削減に関する方針
- ・ 新規業務¹に関する方針

④ 【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見

¹ グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストIV. 3を参照。

直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

(1) 内部規程の整備

取締役会等は、統合的リスク管理方針に則り、統合的リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「統合的リスク管理規程」という。）を統合的リスク管理部門に策定させ、役職員及びグループ内会社に周知させているか。取締役会等は、統合的リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

(2) 組織体制の整備

① 【統合的リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。³
- (iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確保しているか。

② 【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、グループのリスク管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、統合的リスク管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

③ 【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で統合的リスク管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

(3) 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に

² 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求める 것을妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【統合的リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等のグループの統合的リスク管理の状況に関する全ての情報に基づき、グループの統合的リスク管理の状況を的確に分析し、グループの統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

② 【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

① 【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

② 【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③ 【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随时、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 統合的リスク管理部門の役割・責任

1. 統合的リスク管理規程・組織体制の整備

(1) 統合的リスク管理規程の整備

① 【統合的リスク管理規程の整備・周知】

統合的リスク管理部門は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及び統合的リスク管理手法を十分に理解し、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたグループ全体のリスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、役職員及びグループ内会社に周知されているか。

② 【統合的リスク管理規程の内容】

統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループが抱える各種リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク限度枠の設定に関する取決め
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め
- ・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 新規業務に関する取決め
- ・ 取締役及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め

(2) 報告・承認態勢の整備

統合的リスク管理部門は、取締役会等が設定した事項について、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等にこれを報告し、又は承認を求める態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

(3) 統合的リスク管理規程及び報告・承認態勢の見直し

統合的リスク管理部門は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて統合的リスク管理規程及び報告・承認態勢の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 統合的リスク管理部門の役割・責任

(1) 【取締役会等への報告・承認】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、グループのリスク管理の状況及び統合的に評価したリスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等にこれを報告し、又は承認を求める

ているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ グループ全体のリスク・プロファイル及びその傾向
- ・ リスク限度枠及びリスク資本枠の遵守状況及び使用状況
- ・ 経済循環等の外部環境の状況
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性

また、統合的リスク管理部門またはグループ内会社において、グループの統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、適切に取締役会等に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

(2) リスクの特定・評価

① 【管理対象とするリスクの特定】

- (i) 統合的リスク管理部門は、グループ内会社が抱える各種リスクを統合的リスク管理の管理対象とした上で、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスクの管理対象とするリスクを特定しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、連結自己資本比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。グループ全体としての統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

② 【リスクの統合的な評価】

- (i) 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、グループに重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合的に評価・計測しているか。

(3) モニタリング

① 【リスク全体の統合的なモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針に基づき、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、グループ内会社のリスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。

② 【リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、グループのリスク限度枠（グループとして許容可能な各リスクの限度）及びリスク資本枠の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。

③ 【自己資本管理部門との連携】

統合的リスク管理部門は、自己資本管理部門に対し、自己資本管理部門が取得す

べき情報として特定したリスクの状況、リスク限度枠及びリスク資本枠の遵守状況・使用状況並びにリスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性等の情報を、適時適切に伝達しているか。

④ 【グループ内会社への還元】

統合的リスク管理部門は、必要に応じて、グループ内会社に対し、リスクの状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(4) コントロール及び削減

① 【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

統合的リスク管理部門は、グループの統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

② 【リスク限度枠等を超過した場合の対応】

統合的リスク管理部門は、グループのリスク限度枠又はリスク資本枠を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

(5) 検証・見直し

① 【リスク管理の高度化】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

② 【統合的リスク管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、グループ内会社の内部環境及び外部環境の変化並びに統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

Ⅱ. 保険持株会社に係るチェックリスト

グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 保険持株会社グループにおいて、子会社である保険会社の業務の健全性及び適切性を確保するためには、適切なグループ経営管理（ガバナンス）のもと、グループ全体として法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理が行われる必要がある。
- ・ グループの経営管理（ガバナンス）が有効に機能するためには、保険持株会社及び各グループ内会社の規模・特性等に応じた役割及び責任等を明確にした上、これらが実効的に果たされなければならない。具体的には、保険持株会社は、その役割及び責任等に応じ、グループ全体としての経営方針等を定め、グループの状況を適切に把握した上、適切な資源配分等を行うなどし、グループの適切な態勢整備を行う必要がある。
- ・ 検査官は、グループ内会社も独立した法人として自己責任に基づく内部管理を行うこと、また、グループ内会社の業務の健全性・適切性の確保は子会社である保険会社の業務の健全性・適切性の確保のために必要であること等に留意しつつ、①グループの経営方針等の策定、②グループ内会社管理態勢の整備・確立、③モニタリング及び見直し、④グループ体制において特に留意すべき個別の問題への対応の適切性といった観点から、保険持株会社の経営管理（ガバナンス）が全体として有効に機能しているか否かについて、各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 本チェックリストでは、保険持株会社の業務の中心が子会社である保険会社の経営管理業務であることに鑑み、保険持株会社によるグループ内会社管理態勢の整備・確立の適切性・有効性等に関する検証項目として主要なものを記載している。検査官は、本チェックリストに記載のない事項（例えば、内部監査部門による保険持株会社内各部門に対する内部監査の適切性等）を検証するに際しては、保険検査マニュアルの該当部分を適宜用いて検証を行うことに留意する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を保険持株会社の経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 保険持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、保険持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした保険持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. グループの経営方針等の策定

1. 経営方針等の策定

① 【企業倫理の構築及び態勢整備】

取締役及び取締役会は、金融機関に求められる社会的責任と公共的使命等を柱と

した企業倫理の構築をグループ経営上の重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための態勢を整備しているか。

②【経営方針・経営計画等の整備・周知】

取締役会は、グループが目指す目標の達成に向けた経営方針を明確に定めているか。また、取締役会は、グループの経営方針に沿ったグループ全体の経営計画を明確に定め、これらを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

③【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、グループ全体の収益目標及びそれに向けたリスクテイクやグループ内の資源配分（資本配賦、人員配置等）等に関するグループ全体の戦略目標を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の戦略目標について、グループの戦略目標と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

④【内部管理基本方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「内部管理基本方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部管理基本方針について、グループの内部管理基本方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

⑤【法令等遵守方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、法令等遵守態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「法令等遵守方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の法令等遵守方針について、グループの法令等遵守方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

⑥【リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、代表取締役等に委任することなく、リスク管理態勢の整備に係るグループの基本方針（以下「リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別のリスク管理方針について、グループのリスク管理方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

2. 保険持株会社及びグループ内会社の役割等の明確化

① 【保険持株会社の役割等の明確化】

取締役会は、グループ内会社の業務運営にどの程度関与するか、どのように関与するか等、グループにおける保険持株会社の役割及び責任を明確化する観点から、グループの経営方針等を踏まえ、保険持株会社が行う「経営管理及びこれに附帯する業務」（以下「経営管理業務」という。）の範囲及び内容を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【グループ内会社の役割等の明確化】

取締役会は、グループ全体の戦略目標、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等における各グループ内会社の位置付け、役割及び責任を明確化し、それらに応じたグループの管理態勢を整備しているか。また、各グループ内会社の位置付け、役割及び責任が達成されているかについて、モニタリングする態勢を整備しているか。

II. グループ内会社管理態勢の整備・確立状況

1. 取締役・取締役会の役割・責任等

① 【取締役・代表取締役の役割・責任】

(i) 取締役は、保険持株会社及びグループ内会社に適用される各種法令等の概要、適切な会計処理及びディスクロージャーの重要性、各種リスクの特性の概要、リスクの波及等のグループ体制特有のリスクの管理を含むグループ全体のリスク管理の重要性を理解し、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理をグループ経営上の重要課題の一つとして位置付けているか。また、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の徹底における監査役の監査、内部監査¹、外部監査の重要性を認識しているか。

(ii) 代表取締役は、グループの経営方針、戦略目標、内部管理基本方針、法令等遵守方針及びリスク管理方針等に沿って、グループ内の適切な資源配分（資本配賦、人員配置等）を行い、かつそれらの状況を機動的に管理する態勢を整備するため、適切に権限を行使しているか。

② 【代表取締役に対する牽制】

取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実質的議論を行い、業務執行の意思決

¹ 「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する部内検査等を含まない。以下同じ。

なお、「被監査部門等」には、内部監査部門が、保険持株会社の経営管理業務の範囲及び内容に鑑み、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社に対して直接内部監査を実施する場合におけるグループ内会社の部門等が含まれることに留意する。

定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。

例えば、取締役会規則において、グループの法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に関する事項のうち、グループの経営にとって重大な影響があるものを取締役会の専決事項とした上、重大性の判断を代表取締役に委ねない等の態勢となっているか。

③【社外取締役の役割・責任】(社外取締役が選任されている場合)

社外取締役は、グループ経営の意思決定の客觀性を確保する観点から、自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。取締役会は、社外取締役が取締役会において適切な判断をすることができるよう、社外取締役に対し、グループの業務運営及びリスク管理等の状況に関する情報提供を継続的に行う等、適切な方策を講じる態勢を整備しているか。

④【取締役の善管注意義務・忠実義務】

取締役は、職務の執行に当たり、グループの業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、取締役会等において実質的議論を行う等、善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。

⑤【情報開示態勢の整備】

取締役会は、グループの財務情報その他グループに関する情報を適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

⑥【適切な会計処理態勢の整備】

取締役会は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り、適切な会計処理を行うための態勢を整備しているか。

2. 組織体制の整備

取締役は、グループ内で人員の偏在、人的構成の不均衡等が生じれば、グループ全体の法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等に重大な影響を与えることを十分に認識し、取締役会等は、適切にグループ内の人員配置を行っているか。また、グループ内会社間で役職員を兼任させる場合には、適切な牽制態勢を整備しているか。

3. 保険持株会社への報告・承認態勢の整備

- (i) 取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定して、グループ内会社に周知させ、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から保険持株会社に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、保険持株会社に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- (ii) 報告事項及び承認事項は、取締役会等がグループの状況・事案の実態を把握するのに十分な内容となっているか。

4. 内部監査態勢の整備

(1) 取締役会及び取締役会等による内部監査態勢の整備

① 【方針の策定】

- (i) 取締役は、グループの業務の規模・特性、業務に適用される法令等の内容及びリスク・プロファイルに応じた実効性あるグループの内部監査態勢を整備することが、グループ内会社の適切な法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理に必要不可欠であることを十分に認識しているか。特に、担当取締役は、グループの内部監査態勢の状況を的確に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しているか。
- (ii) 取締役会は、グループの経営方針及び内部管理基本方針に則り、内部監査の実効性の確保に向けたグループの基本方針（以下「内部監査方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。
- また、取締役会は、グループ内会社が策定した個別の内部監査方針について、グループの内部監査方針と整合性がとれたものとなっていることを確認しているか。

② 【内部監査部門の態勢整備】

- (i) 取締役会は、グループの内部監査方針に則り、保険持株会社に、グループ内会社の内部監査機能を統括し、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証する内部監査部門を設置し、その機能が十分発揮される態勢を整備しているか。
- (ii) 取締役会等は、内部監査部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適正な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。
- (iii) 取締役会は、内部監査部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確保しているか。
- (iv) 取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を役職員及びグループ内会社に周知徹底する態勢を整備しているか。

③ 【報告態勢の整備】

取締役会は、内部監査部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループにおける内部監査の結果について報告させる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

④ 【フォローアップ態勢の整備】

取締役会は、内部監査部門から、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社の状況に関する報告を受け、グループ内会社における内部監査が有効に機能していることを確認しているか。また、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題及びグループ内会社のみで対応できないと認められる問題等について、速やかに適切な措置を講じているか。

(2) 内部監査部門の役割・責任

① 【グループにおける内部監査】

内部監査部門は、グループ内会社の内部監査部門から、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社の内部監査状況の報告を受け、グループ内会社の内部監査機能の有効性を検証するなどし、グループ内会社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証しているか。

また、内部監査部門は、保険持株会社の経営管理業務の範囲及び内容に鑑み、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の業務について直接内部監査を実施しているか。

② 【問題点の把握・報告】

- (i) 内部監査部門は、グループにおける内部監査等を通じて把握したグループ内の問題点等について、発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく取締役会に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題点又は顧客の利益が著しく阻害される問題点は、速やかに取締役会に報告しているか。
- (ii) 内部監査部門は、グループにおける内部監査等において法令等違反行為又はそのおそれのある行為を認識した場合、速やかに保険持株会社のコンプライアンス統括部門に報告しているか。また、グループ内会社の内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、定期的にかつ必要に応じて速やかに、これをコンプライアンス統括部門に通知しているか。

③ 【フォローアップ態勢の整備】

内部監査部門は、グループ内会社における改善状況について、適切に確認しているか。

(3) 評価・改善活動

① 【分析・評価】

- (i) 取締役会は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに保険持株会社の各部門からの報告等のグループの内部監査の状況に関する情報に基づき、グループの内部監査の状況を的確に把握し、内部監査の実効性の分析・評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

- (ii) 取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

② 【改善活動】

- (i) 取締役会は、上記4.(3)①の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて

改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時かつ適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

- (ii) 取締役会は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて隨時、検証し、適時かつ適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。
- (iii) 取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

5. 監査役・監査役会の監査態勢の整備

(1) 監査役の監査環境の整備

① 【監査環境の整備】

監査役は、その職務を適切に遂行するため、取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門、グループ内会社の取締役及び監査役等との間の緊密な連携を図り、定期的な報告を求める等、情報の収集及び監査の環境の整備に努めているか。

② 【独立性の確保等】

- (i) 保険持株会社が監査役会を設置している場合、監査役会は、各監査役の権限行使を妨げない限度において、監査役や他の関係者から監査に関する重要な事項について報告を受け、協議及び決議を行っているか。

(ii) 監査役及び監査役会は、組織上及び業務の遂行上、独立性が確保される態勢となっているか。特に、監査役の調査権限及び報告権限を妨げることや、監査費用支出に不合理な制限を設けることを排除し、監査役の独立性を確保しているか。

また、監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関として、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

- (iii) 監査役は、監査役及び監査役会を補佐する適切な人材を、適正な規模で確保しているか。また、監査役及び監査役会を補佐する者は、監査役の補佐業務の遂行に関し、取締役及び取締役会からの指揮命令を受けない等の態勢となっているか。

③ 【外部専門家及び社外監査役】

- (i) 監査役及び監査役会は、その機能発揮の補完のために、必要に応じ、弁護士・公認会計士等の外部の専門家を活用しているか。

(ii) 社外監査役は、自らの立場を活かしつつ、監査機能を十分発揮しているか。特に非常勤社外監査役の場合には、監査機能の発揮のため、常勤監査役との意思疎通・連携等を十分に図っているか。

(2) 会計監査結果についての検証

監査役及び監査役会は、会計処理の監査が実効的に行われるよう、定期的又は必要に応じて隨時、会計監査人と協議しているか。

監査役及び監査役会は、会計監査人による会計監査のプロセス及び監査結果が相当なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人の交代等について適切に提言する等の措置を講じているか。

(3) グループ内会社に対する調査等

監査役及び監査役会は、グループにおいて適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、グループ内会社の監査役及び監査役会から、グループ内会社の内部管理態勢の状況等について報告を受ける等、グループ内会社の監査役及び監査役会と適宜連携・協力しているか。

また、監査役は、取締役によるグループの業務の健全性確保のための職務執行状況を監査する観点から、必要に応じて、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査しているか。

6. 外部監査態勢の整備

① 【会計監査人、弁護士等による内部管理態勢に対する外部監査】

保険持株会社は、グループ全体の内部管理態勢の有効性等について、年一回以上、会計監査人、弁護士等の外部の専門家による外部監査²を受けているか。

また、取締役会又は監査役会は、監査結果を適時に受領しているか。

② 【外部監査の有効性の分析・評価】

取締役及び監査役会は、外部監査が有効に機能していることを定期的に確認しているか。

また、取締役及び取締役会等は、グループ内会社において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握する等、グループ内会社における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。

③ 【フォローアップ態勢の整備】

取締役会は、外部監査人により指摘された問題点を一定の期間内に改善する態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与えると認められる問題及びグループ内会社のみで対応できないと認められる問題等については、速やかに適切な措置を講じているか。

また、内部監査部門等は、改善の進捗状況を適切に確認しているか。

² ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険持株会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

III. モニタリング及び見直し

取締役会は、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループにおける業務運営の状況及びグループが直面するリスクの報告を受け、必要に応じて調査等を実施させた上で、グループの経営方針、経営計画、戦略目標、内部管理基本方針、法令等遵守方針、リスク管理方針その他の方針の有効性・妥当性及びこれらに則ったグループ全体の態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行っているか。

IV. 特に留意すべき個別の問題

1. グループ内取引等に関する管理

① 【方針の整備・周知】

- (i) 取締役は、グループ内取引等について、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、取引の公正性が歪められ、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、グループ内取引等に伴うリスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及等が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識しているか。
- (ii) 取締役会は、グループ内取引等に係る基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【グループ内取引等に関する管理態勢の整備】

取締役会等は、グループ内会社が、グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を行おうとする場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針、リスク管理方針及びグループ内取引等に係る基本方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。

特に、アームズ・レンジス・ルールの適用のある取引等のグループの法令等遵守態勢に重大な影響を与える可能性のある取引、又は重大なリスク移転が生じる取引等のグループのリスク管理態勢に重大な影響を与える可能性のある取引については、慎重にその適切性・適法性を検討する態勢となっているか。

2. 提携業務等に関する管理

① 【方針の整備・周知】

- (i) 取締役は、グループ内の業務提携等に係る業務の実行について、法令等に則した適切な対応等が行われていない場合には、提携業務等の公正性が歪められ、グループの業務の適切性・適法性に重大な影響を及ぼす可能性があり、また、提携業務等の実行に伴うリスクの発生等により、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼ

す可能性があることを十分に認識しているか。

- (ii) 取締役会は、グループ内の業務提携等に係る基本方針を定め、それを役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【提携業務等に関する管理態勢の整備】

取締役会等は、グループ内でグループの経営に重大な影響を与える可能性のある業務提携等が行われる場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針、リスク管理方針及びグループ内の業務提携等に係る基本方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。

特に、優越的地位の濫用、利益相反等のおそれがありグループの法令等遵守態勢に重大な影響を与える可能性のある業務提携等、重大なリスクが生じるおそれがありグループのリスク管理態勢に重大な影響を与える可能性のある業務提携等、又はグループの戦略目標の達成に重大な影響を与える可能性のある業務提携等については、慎重にその適切性・適法性を検討する態勢となっているか。

3. 新規業務に関する管理

取締役会等は、グループ内会社が、グループの経営に重大な影響を与える可能性のある新規業務を開始する場合には、グループの戦略目標、法令等遵守方針及びリスク管理方針等に則り、事前にその適切性・適法性について協議する態勢を整備しているか。また、当該新規業務に係るリスクを特定し、リスク管理に必要なインフラを整備し、グループとして管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。

なお、特定されたリスクが管理不可能なものであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うなど、適切な方策が講じられているか。

4. 顧客情報管理

① 【方針の整備・周知】

取締役会は、顧客情報保護の観点から、グループにおける顧客情報の共同利用に関する方針を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。

② 【態勢の整備】

取締役会等は、顧客情報の共同利用に関する方針に則り、グループ内で顧客情報を共同利用する場合には、個人情報の保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他関連法令等に従い、適切に対応する態勢を整備しているか。

5. 危機管理

① 【危機管理態勢の整備】

取締役は、グループ内の一會社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ全体に損害が生じる可能性があることを十分に認識しているか。

また、取締役会等は、当グループにとって何が危機であるかを適切に認識し、危機発生時において経営陣による迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時よりグループの危機管理について適切に態勢整備を行っているか。例えば、危機管理マニュアル等の策定、危機発生時の情報収集及び発信態勢、風評に関する危機時の対応態勢等のグループの態勢整備が適切に行われているか。

② 【危機管理態勢の適切性】

- (i) グループにおいて、定期的な点検・訓練を行うなど危機発生時のリスク回避又は軽減の取組みを行っているか。
- (ii) 危機管理マニュアル等には、危機発生の初期段階における的確な状況把握や客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- (iii) 危機管理マニュアル等は、グループにおける業務の実態やリスク管理の変化に応じ、不断の見直しが行われているか。
- (iv) 危機管理マニュアル等には、危機発生時における責任態勢が明確化され、危機発生時の連絡態勢等が明記されているか。
- (v) 危機発生時のグループの情報発信・収集態勢は、危機のレベル・類型に応じて十分なものになっているか。また、日頃からグループにおけるきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

6. 経営管理料及び配当に関する管理

① 【経営管理料】

保険持株会社が子会社である保険会社等の経営管理業務に係る対価として当該保険会社等から得ている収入（経営管理料）は、合理的に算定されたものとなっているか。

② 【配当】

保険持株会社が子会社である保険会社等から受け取る配当については、当該保険会社等の自己資本を著しく毀損する等、当該保険会社等の業務の健全かつ適切な運営を著しく損なうようなものとなっていないか。

グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 保険持株会社における自己資本管理とは、グループの自己資本充実に関する施策の実施及びグループの自己資本充実度の評価を行うことをいう。
- ・ 保険持株会社における自己資本管理は、グループの直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保し、適切な資本配賦運営等を行い、グループの業務の健全性及び適切性を確保する観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、自己資本管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 保険持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、保険持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした保険持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. 保険持株会社の経営陣による自己資本管理態勢の整備・確立状況

1. 方針の策定

① 【取締役の役割・責任】

取締役は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループの自己資本管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社の自己資本管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループのリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。

特に担当取締役は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループの自己資本管理の状況を的確に認識し、適正なグループの自己資本管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

② 【自己資本管理方針の整備・周知】

取締役会は、グループの自己資本管理に関する方針（以下「自己資本管理方針」

という。) を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか¹。

- ・ グループの自己資本管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 十分な自己資本を維持するための基本方針
- ・ グループの自己資本管理に関する部門（以下「自己資本管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 自己資本対比でのリスク許容度に関する方針
- ・ 自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクの定義
- ・ 自己資本充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ 資本配賦運営に関する方針

③ 【経営計画の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、経営計画を策定し、役職員及びグループ内会社に周知させているか。グループの経営計画の策定に当たっては、現在及び将来において必要となるグループの自己資本の額をグループの戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましいグループの自己資本水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえているか。また、グループの自己資本水準の目標については、リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況との整合性を確保しているか。

④ 【資本計画等の整備】

取締役会は、グループの経営計画、戦略目標及び自己資本管理方針に則り、適切なグループの自己資本水準の目標を達成するための資本計画等を策定しているか。保険持株会社による資本配賦運営については、各グループ内会社のリスクに配賦する資本（以下「リスク資本」という。）の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。

⑤ 【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

(1) 内部規程の整備

① 【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、自己資本管理方針に則り、グループの自己資本管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「自己資本管理規程」という。）を自己資本管理部

¹ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理方針を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

門に策定させ、役職員及びグループ内会社に周知させているか。取締役会等は、自己資本管理規程についてリーガル・チェック等を経て、自己資本管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

② 【自己資本充実度の評価における自己資本の定義】

取締役会等は、グループの自己資本充実度の評価において、評価の基準となる自己資本の定義を明確に定めているか。自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本充実度の評価に用いる自己資本の定義と、グループの経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。

(2) 組織体制の整備

① 【自己資本管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に則り、自己資本管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会等は、自己資本管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えてい るか。³
- (iii) 取締役会等は、自己資本管理部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確 保しているか。

② 【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、グループの自己資本管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、自己資本管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会及び取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。報告内容については、例えば、以下の項目について、適切に評価・判断できる事項となっているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

- ・ 主要なリスクの水準・傾向及びそれらがグループの自己資本へ与える影響
- ・ 自己資本充実度の評価方法（自己資本の定義、管理対象とするリスクの決定 及びリスク評価方法を含む。）の妥当性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らしたグループの自己資本 充実の状況
- ・ グループの自己資本水準の目標とリスク・プロファイル及び業務を取り巻く

² 自己資本管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、自己資本管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼担する部署（統合的リスク管理部門等）が自己資本管理を担当する場合や、部門や部署ではなくある責任者が自己資本管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

状況についての整合性

- ・ グループの資本計画等の見直しの必要性

③ 【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で自己資本管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

(3) 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【自己資本管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等のグループの自己資本管理の状況に関する全ての情報に基づき、グループの自己資本管理の状況を的確に分析し、グループの自己資本管理の実効性の評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

② 【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

① 【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

② 【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めるのではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

③ 【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの自己資本管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 自己資本管理部門の役割・責任

1. 自己資本管理規程、組織体制の整備

(1) 自己資本管理規程の整備

① 【自己資本管理規程の整備・周知】

自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイル並びに自己資本管理手法を十分に理解し、グループの経営計画、資本計画等及び自己資本管理办法に沿って、グループの自己資本充実度の評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた自己資本管理規程を策定しているか。自己資本管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、役職員及びグループ内会社に周知されているか。

② 【自己資本管理規程の内容】

自己資本管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループの自己資本充実度の評価に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

⁵

- ・ 自己資本管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク資本枠の設定に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度のモニタリング方法に関する取決め
- ・ 自己資本充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め
- ・ グループの新規業務の自己資本配賦に関する取決め

(2) 組織体制の整備

(i) 自己資本管理部門は、リスク・プロファイルに見合った適切なグループの自己資本管理及び適切な資本配賦運営を行う観点から、取得すべき情報を特定し、情報保

⁵ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な自己資本管理規程を策定する必要はなく、自己資本管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

有部門及びグループ内会社から定期的にかつ必要に応じて速やかに、報告を受ける態勢を整備しているか。例えば、以下の項目については、適時適切に報告を受けているか。

- ・ リスクの状況
- ・ リスク限度枠の遵守状況・使用状況
- ・ リスク資本枠の遵守状況・使用状況
- ・ 収益の状況
- ・ リスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性

(ii) 自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い自己資本充実度評価システム⁶を整備しているか。

(iii) 自己資本管理部門は、グループの自己資本管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

(3) **自己資本管理規程及び組織体制の見直し**

自己資本管理部門は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの自己資本管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて自己資本管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. **自己資本管理部門の役割・責任**

(1) **取締役会及び取締役会等への報告・承認**

自己資本管理部門は、取締役会が設定した事項について、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会及び取締役会等にこれを報告し、又は承認を求めているか。また、自己資本管理部門又はグループ内会社において、グループの自己資本管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、適切に取締役会及び取締役会等に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告しているか。

(2) **自己資本充実に関する施策の実施**

① **【自己資本充実に関する施策の実施及びモニタリング】**

(i) 自己資本管理部門は、グループの経営計画、資本計画等に基づき、グループの自己資本充実に関する施策を円滑に実行しているか。

(ii) 自己資本管理部門は、グループの自己資本充実に関する施策の円滑な実行の観点から、経済循環を含む外部環境の変化について、モニタリングしているか。

② **【自己資本の水準の維持】**

(i) 自己資本管理部門は、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）及び外部環境（経済循環、市場等）の状況並びに前提条

⁶ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、グループの自己資本水準の維持のための十分な分析・検討を行っているか。

(ii) 自己資本管理部門は、グループの自己資本充実度が不十分となる場合を想定して、自己資本増強等の実行可能な対応策を分析・検討しているか。特に、風評リスクの顕在化等により、通常よりも資本調達が困難となる可能性も踏まえて、検討しているか。

(3) **自己資本充実度の評価**

① 【自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定】

(i) 自己資本管理部門が独自にリスクを特定している場合、自己資本管理部門は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスク、グループ内会社が抱える各種リスクについて、網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、グループの自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクを特定しているか。

(ii) 自己資本管理部門は、グループの自己資本充実度の評価において管理対象となるリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

② 【自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法】

自己資本管理部門が独自にリスクを評価している場合、自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク評価方法を用い、適切にグループの自己資本充実度におけるリスク評価を行っているか。なお、評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。

- ・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。
- ・ リスク量を統一的な尺度の1つであるVaR等で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等はグループの戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。

③ 【自己資本充実度の評価】

自己資本管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なグループの自己資本充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。

- ・ 自己資本の質は自己資本充実度の評価に適したものとなっているか。
- ・ 自己資本充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。
- ・ リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。
- ・ 適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本及びリスクへの影響度を分析し、自己資本充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シナリオ

は自己資本充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。

- ・ 中長期的な視点で、自己資本充実度の評価を行っているか。
- ・ 損失が顕在化している場合は、自己資本充実度評価の際にその損失を考慮しているか。
- ・ 収益が低下することによって、損失が見込まれる場合は、収益の変動リスクについて考慮しているか。

(4) モニタリング

① 【自己資本充実の状況のモニタリング】

自己資本管理部門は、自己資本管理方針及び自己資本管理規程に基づき、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、グループの自己資本充実の状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

② 【グループ内会社等への還元】

自己資本管理部門は、必要に応じて、関連部門及びグループ内会社に対し、グループの自己資本充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(5) コントロール

① 【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

自己資本管理部門は、自己資本充実の観点から、グループの自己資本充実度の評価において管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

② 【自己資本充実度が十分でない場合の対応】

自己資本管理部門は、グループの自己資本充実度が十分でない場合、速やかに、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、取締役が今後の具体的対応について意思決定できる情報を取締役会及び取締役会等に報告しているか。

(6) 検証・見直し

自己資本管理部門は、グループ内会社の内部環境及び外部環境の変化並びに自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を把握し、グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切なグループの自己資本充実度の評価方法であるかを定期的に検証し、見直しを行い、又は取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。例えば、グループの自己資本充実度に関する以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 自己資本充実度の評価における自己資本の定義と、グループの経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性及び定義の決定根拠の妥当性

- ・自己資本充実度の評価において管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・自己資本充実度の評価におけるリスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- ・自己資本充実度の評価方法の妥当性
- ・自己資本充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえたグループ運営の適切性

グループ統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

【検証ポイント】

- ・ 保険持株会社における統合的リスク管理とは、グループ内会社が抱える各種リスクを統括すること及びグループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを統合的に捉え、グループの経営体力（自己資本）と比較・対照することによって管理することをいう。
- ・ 保険持株会社における統合的リスク管理態勢の整備・確立は、グループの業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割・責任がある。
- ・ 検査官は、保険持株会社の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかを各チェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 保険持株会社グループの態様や各グループ内会社のグループにおける位置付け等は様々であり、保険持株会社が担う役割・責任も異なっている。本チェックリストの適用に当たっては、こうした保険持株会社グループの実態を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

I. 保険持株会社の経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

1. 方針の策定

① 【取締役の役割・責任】

取締役は、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを認識し、グループの業務の健全性を確保する観点から、グループが抱える各種リスクの統合的な管理の重要性を十分に認識しているか。また、各グループ内会社のリスク管理の状況が、資本配賦運営等を含むグループの戦略目標の達成及びグループの統合的なリスク管理に重大な影響を与えることを十分に認識しているか。

特に担当取締役は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びにグループの統合的なリスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づきグループのリスク管理の状況を的確に認識し、グループの適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、グループの経営方針に則り、グループの収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定し、役職員及びグループ内会社に周知させているか。グループの戦略目標の策定に当たっては、グループの資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、各種リスクを勘案し、かつグループ全体としての自己資本の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ グループ全体又はグループ内会社において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ グループの戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【統合的リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、統合的リスク管理に関するグループの方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、役職員及びグループ内会社に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ グループの統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ グループの統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ リスク限度枠の設定に関する方針
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- ・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング、コントロール及び削減に関する方針
- ・ 新規業務¹に関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見

¹ グループ経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストIV. 3を参照。

直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

(1) 内部規程の整備

取締役会等は、統合的リスク管理方針に則り、統合的リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「統合的リスク管理規程」という。）を統合的リスク管理部門に策定させ、役職員及びグループ内会社に周知させているか。取締役会等は、統合的リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

(2) 組織体制の整備

① 【統合的リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。³
- (iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門について、組織上及び業務遂行上の独立性を確保しているか。

② 【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、グループのリスク管理の状況に係る報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、統合的リスク管理部門に、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等に対しこれを報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

③ 【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で統合的リスク管理部門から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

(3) 内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に

² 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求める 것을妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

① 【統合的リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等のグループの統合的リスク管理の状況に関する全ての情報に基づき、グループの統合的リスク管理の状況を的確に分析し、グループの統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、グループの態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明について万全を期しているか。

② 【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

① 【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及びグループの態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

② 【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて隨時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③ 【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随时、グループのリスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 統合的リスク管理部門の役割・責任

1. 統合的リスク管理規程・組織体制の整備

(1) 統合的リスク管理規程の整備

① 【統合的リスク管理規程の整備・周知】

統合的リスク管理部門は、グループが抱えるリスクの所在、リスクの種類・特性及び統合的リスク管理手法を十分に理解し、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたグループ全体のリスクのコントロール及び削減に関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、役職員及びグループ内会社に周知されているか。

② 【統合的リスク管理規程の内容】

統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、グループが抱える各種リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク限度枠の設定に関する取決め
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め
- ・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 新規業務に関する取決め
- ・ 取締役及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ・ グループ内会社からの適切な情報伝達のための取決め

(2) 報告・承認態勢の整備

統合的リスク管理部門は、取締役会等が設定した事項について、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等にこれを報告し、又は承認を求める態勢を整備しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

(3) 統合的リスク管理規程及び報告・承認態勢の見直し

統合的リスク管理部門は、定期的に又は必要に応じて隨時、グループの統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて統合的リスク管理規程及び報告・承認態勢の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 統合的リスク管理部門の役割・責任

(1) 【取締役会等への報告・承認】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、グループのリスク管理の状況及び統合的に評価したリスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的にかつ必要に応じて速やかに、グループ内会社から報告を受け、取締役会等にこれを報告し、又は承認を求める

ているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ グループ全体のリスク・プロファイル及びその傾向
- ・ リスク限度枠及びリスク資本枠の遵守状況及び使用状況
- ・ 経済循環等の外部環境の状況
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性

また、統合的リスク管理部門またはグループ内会社において、グループの統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、適切に取締役会等に報告しているか。特に、グループの経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告しているか。

(2) リスクの特定・評価

① 【管理対象とするリスクの特定】

- (i) 統合的リスク管理部門は、グループ内会社が抱える各種リスクを統合的リスク管理の管理対象とした上で、グループ内のリスクの波及等、個々のグループ内会社では対応できないグループ体制特有のリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスクの管理対象とするリスクを特定しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、グループ全体としての統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

② 【リスクの統合的な評価】

- (i) 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、グループに重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合的に評価・計測しているか。

(3) モニタリング

① 【リスク全体の統合的なモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針に基づき、グループ内会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、グループ内会社のリスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。

② 【リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、グループのリスク限度枠（グループとして許容可能な各リスクの限度）及びリスク資本枠の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。

③ 【自己資本管理部門との連携】

統合的リスク管理部門は、自己資本管理部門に対し、自己資本管理部門が取得すべき情報として特定したリスクの状況、リスク限度枠及びリスク資本枠の遵守状況・使用状況並びにリスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性等の情報を、適時

適切に伝達しているか。

④【グループ内会社への還元】

統合的リスク管理部門は、必要に応じて、グループ内会社に対し、リスクの状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(4) コントロール及び削減

①【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

統合的リスク管理部門は、グループの統合的リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【リスク限度枠等を超過した場合の対応】

統合的リスク管理部門は、グループのリスク限度枠又はリスク資本枠を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

(5) 検証・見直し

①【リスク管理の高度化】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

②【統合的リスク管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、グループ内会社の内部環境及び外部環境の変化並びに統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握し、グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

. 証券持株会社に係るチェックリスト

- .証券持株会社に係るチェックリスト
- .法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、証券持株会社に対する検査に際し、証券持株会社グループにおいて構築されている法令等遵守態勢が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、取締役会等や監査役会等に求められる役割を改めて記載するとともに、証券持株会社グループのコンプライアンスを実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が証券持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いて法令等遵守態勢の確認検査を行うものとする。

証券持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、証券持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「証券検査マニュアル」の各チェック項目につき、「証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

55

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

証券持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。また、現実に存在する証券持株会社グループの形態は、グループによって区別があり、その結果、グループにおける管理態勢や証券持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした証券持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容の全てを各々の証券持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に記述されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、証券持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、証券持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、証券持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【証券持株会社に対する検査を実施する際の手順】

証券持株会社に対する検査に際し、法令等遵守態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

証券持株会社グループの実態を把握し、証券持株会社やグループ内会社が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの健全性等の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記 の影響が生じる原因を、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記 の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の健全性等の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、証券持株会社の子会社である証券会社が証券持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「証券持株会社グループ」又は「グループ」とは、 証券持株会社、 その子会社である証券会社及び 当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいう の「当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、証券持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

- 2 . 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、証券持株会社グループを構成する会社のうち、証券持株会社を除く会社をいう。
- 3 . 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- 4 . 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社を採用している証券持株会社(子会社である証券会社を含む。)にあっては、同法第二十一条の五以下における取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本マニュアルの趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1.業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機能としての取締役会の機能	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めつつ、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)における業務執行に係る意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果していているか。 (3) 取締役会においては、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めるとともに、証券会社が、証券市場の担い手として、重大な社会的責任と公共的使命等があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それらを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ① 取締役は、子会社である証券会社の営業内容について、証券会社の業務の公益を認識して、法令諸規則を遵守し、証券市場の担い手にふさわしい営業を行っていることを把握しているか。 ② 取締役は、顧客財産の分別保管が投資者の保護、ひいては証券市場の健全な発展に資するものであることを理解したうえで、子会社である証券会社の顧客資産の分別保管の重要性を認識し、その実態を把握しているか。また、問題が認められた場合には、適切な措置を講じているか。	(注)「法令等」とは、本チェックリストのⅣ.に掲げる内容に加えて、内部規定を含むものである。	I. 取締役会等による法令等遵守体制の整備状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機能としての取締役会の機能	1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制し抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、証券会社の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会は、証券会社が証券市場の担い手として、重大な社会的責任があることを柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかるのみではなく、業務運営に際して、コンプライアンスに関する重要な事項について議論しているか。	(注)法令等とは、法令諸規則のほか、社内内部規定を含むものである。 法令等とあわせ「事務ガイドライン」において、監督上の着眼点、留意点が整理記載されており、これを十分に踏まえる必要がある。 「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2.取締役会議事録等の整備(商法第260条ノ4)	(1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間、備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。		2.取締役会議事録等の整備[商法第260条ノ4]	2.取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(4) 取締役会議事録又は原資料は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性に影響を及ぼすような法令等遵守、リスク管理に関する状況が確認できる内容となっているか。			(4) 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。		
	3.監査役会等による経営監視機能	(1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の証券持株会社の監査役(以下、「監査役」という。)が出席しているか。 (2) 証券持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。)については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会は、取締役の職務の執行について、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保、並びに投資者の保護の観点から行われているかを適切に監査しているか。 (5) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (6) 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 (7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	(注)商法特例法第18条の2第2項に基づき、監査役会のみならず、監査役自身の権限の行使も妨げられていない点にも留意する必要がある。	3.監査役会等による経営監視機能	(1) 監査役は、コンプライアンスに関する取締役会に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、商法特例法第18条第2項が適用される証券会社にあっては常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。 (6) 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。	「監査役会等」とは「監査役及び監査役会」をいい、「監査役会」には外国証券会社の国内におけるコンプライアンスに関連する事項について協議を行う機関を含むものとする。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	4.法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>(1) 法令等遵守をグループの経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員及びグループ内会社に法令等遵守に係るグループの基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、グループとして適切な対応ができる体制が整備されているか。また、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規程に止まらず、具体的な行動指針や行動規範として示しているか。</p>		4. 法令等遵守に係る基本となる方針の存在チェック	<p>4. 基本となる方針等の存在チェック</p> <p>(1) 「法令等遵守(コンプライアンス)」を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本となる方針は、取締役会において策定しているか。</p> <p>(2) 役職員に基本となる方針の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記[参考]に掲げる書類等を役職員に対して周知徹底しているか。</p> <p>(3) 反社会的勢力への対応については、警察等機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。</p> <p>(4) 基本となる方針は、単に倫理規程に止まらず、具体的な行動指針や行為規範として示しているか。</p> <p>[参考]</p> <p>「経団連・企業行動憲章」及び「実行の手引き」('96.12.17) 「日証協・倫理綱領」('91.8.23) 「日証協・証券従業員に関する規則」及び「同細則」('74.11.14) 「日証協・協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「同細則」 ('75.2.19) 「日証協・証券事故の確認申請、審査等に関する規則」('91.12.18) 「日証協・協会員の内部管理責任者等に関する規則」('92.3.18) 「日証協・証券会社の顧客管理等に関する行為規準」('97.8.8) その他の「日証協・公正慣習規則及び理事会決議」</p>		
	5.コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	<p>(1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。</p> <p>(2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員及びグループ内会社に理解させるための具体的な施策が講じられているか。</p> <p>① 代表取締役は、年頭所感や各種会議等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>② 取締役は、コンプライアンス担当部門に適切な人材と規模を確保し、関心を持って管理するとともに、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。</p>		5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	<p>5. コンプライアンスに関しては、取締役が誠実に、かつ率先垂範して取り組んでいるか。</p> <p>(1) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。</p> <p>① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、様々な機会を捉えて、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。</p> <p>② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け適切な人材と規模の確保に資するとともに、関心を持って管理し、業績評価、人事考課等において適切な評価を与えているか。</p>		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>④ グループの法令等遵守状況に関し、施策のモニタリングが適切に行われているか。</p>				<p>③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。</p> <p>④ 定期的に各社における法令等遵守のための施策の評価及びフォローアップが行われているか。</p> <p>(2) 内部管理統括責任者に適材を確保し、内部管理統括責任者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理態勢の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。</p>	
II. 法令等遵守すべき事項の規程に係る整備状況	1.「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	<p>(1) 証券持株会社のコンプライアンスを実践していくための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したもの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」という。)が策定されているか。</p> <p>また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのⅤ.に掲げる内容に留意して策定されているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容は、役職員に周知徹底されているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、隨時、適切にその内容の見直しが行われているか。</p> <p>(5) グループの基本方針及び遵守基準の作成・変更に際しては、リーガル・チェックが実施されているか。</p> <p>(6) グループ内会社のコンプライアンス・マニュアルについて、グループの基本方針に沿った内容となっていることが把握されているか。</p>		II. 法令等遵守すべき事項の規程に係る整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	<p>(1) コンプライアンスを実践していくための具体的な手引書(遵守すべき法令等及びその解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したもの。以下「コンプライアンス・マニュアル」と称する。)が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、V.に掲げる内容のうち各社の業務を踏まえた法規制等に準拠するものとなっているか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前述の「日証協・証券会社の顧客管理等に関する行為規範」等を反映させた証券市場の担い手としての証券会社の社会的責任を踏まえつつ、企業風土、経営組織体制及び業務実態等を勘案した適切かつ具体的な内容となっているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及びその内容は、役職員に周知徹底されているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、適時、適切にその内容の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 基本となる方針の作成、変更に際しては、法務担当部門や必要に応じて弁護士等のリーガルチェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の販売に際してもリーガル・チェックを同様に実施しているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
III. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p> <p>(1) 証券持株会社のコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規程の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」という。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。</p> <p>(5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、各部門の規模や性格等に配意するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。</p> <p>(6) グループ内会社における「コンプライアンス・プログラム」の策定及び重要な内容の見直しの状況、進捗状況について、的確に把握しているか。</p> <p>2. 「コンプライアンス環境」のチェック</p> <p>(1) グループのコンプライアンス等の法務問題を適切に管理する体制等が整備されているか。</p> <p>① グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門(以下、「コンプライアンス統括部門」という。)が設置されているか。また、コンプライアンス統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>② 各部門のコンプライアンスを担当する者を定めているか。</p>	(注)体制等の整備には、規程等の整備を含む。		III. 遵守態勢が機能しているか否かの社内チェック体制の整備状況	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック</p> <p>(1) コンプライアンスを実践していくための具体的な実践計画(規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画など。以下「コンプライアンス・プログラム」と称する。)が取締役会によって決定又は承認されているか。</p> <p>(2) 「コンプライアンス・プログラム」が策定され、適時、合理的に見直しが行われているか。</p> <p>(3) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。</p> <p>(4) 「コンプライアンス・プログラム」の担当部署の責任が明確となっているか。また、代表取締役又は取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握し、評価しているか。</p> <p>(5) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業部店の規模や性格等に配意するとともに、そのプログラムの実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか。</p> <p>2. 「コンプライアンスにかかる問題を一元管理する体制等」のチェック</p> <p>(1) コンプライアンスにかかる問題を一元管理する体制等を構築し、内部規程等を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンスに関する統括部署が設置され、必要に応じ内部管理統括補助責任者が配置されているか。また、統括部署の所掌事項を明確にしているか。さらに、内部管理統括補助責任者が複数置かれる場合、役割分担が明確にされているか。</p> <p>② 各営業部門(本部各営業部門、各営業店等)ごとに、適切に内部管理責任者が配置され、営業部門から独立して職務を遂行する体制となっているか。</p>		
							「協会員の内部管理責任者等に関する規則(公正慣習規則第13号)第11条に規定する内部管理責任者」

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>③ グループの不祥事等の発生に際し、例えばグループ内会社における不祥事件等が証券持株会社の内部監査部門等に必要に応じて速やかに報告されることとなっているなど、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を的確に収集・管理しているか。</p> <p>① コンプライアンス統括部門と各部門及びグループ内会社との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② コンプライアンス統括部門は、グループ内会社との連携を図っているか。また、証券持株会社及びグループ内会社において問題点が発見された場合、法令等に抵触しない範囲で適切にコンプライアンス統括部門に報告される体制となっているか。</p> <p>③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 証券持株会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。</p> <p>② グループ内会社において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われていることを把握しているか。</p> <p>③ グループ内会社のコンプライアンス担当部門において、必要とされる法務知識の蓄積が図られていることを把握しているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p>	(注)この場合の「コンプライアンス担当部門」には、いわゆる「法務担当部署」が含まれるものとする。		<p>③ 証券事故等の発生に際し、正確かつ機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) コンプライアンス関連の情報を適確に収集、管理しているか。</p> <p>① 統括部署と各営業部門(営業店)との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② 統括部署と各営業部門(営業店)との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者は直ちに統括部署に報告する体制にしているか。</p> <p>③ 内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者は、常時、的確に法務関連の情報を掌握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者自らが、研修に関与しているか。また、講師等で積極的に参画しているか。</p> <p>② 職務等に応じた法令等遵守のための研修体制等が確立されているか。</p> <p>③ 各業務部門ごと、あるいはブロックごとに最低限必要とされる法令等の研修が行われているか。</p> <p>(4) 証券事故等や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① 苦情等の顧客の申出事項の記載簿を整備しているか。</p>	(注)「証券事故等」とは、証券会社に関する内閣府令第46条第1項第9号に規定する「事故等」並びに証券従業員に関する規則(公正慣習規則第8号)第10条に規定する「証券事故」をいう。以下同じ。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等

【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>① コンプライアンス統括部門は、報告を受けた不祥事件や苦情等について、必要に応じて事後確認を実施しているか。</p> <p>② 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。また、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。 さらに、グループ内会社においても同様の体制が構築されていることを把握しているか。</p> <p>③ 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 証券持株会社における特定の職員を、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策を探っているか。 なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p>	(注)監査役の関与とは、例えば、再発防止策の検証など取締役の執行の監査をいう。			<p>② コンプライアンスを統括する部署は、適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>③ 証券事故等の事実確認、発生原因及び関係者の責任追及、監督責任の明確化等を図る体制が確立されているか。また、証券事故等の調査解明は、証券事故等とは独立した別の部署で行われているか。 さらに、取締役は証券事故等の再発防止策の策定に当たって積極的に関与し、具体的な再発防止策を策定し、その実効性の確保に努めているか。また、監査役は取締役の当該業務の適正な遂行を監視しているか。 なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>④ 証券事故等を行政機関等に適切に報告しているか。</p> <p>⑤ 事務処理ミス等による約定訂正処理は適切に行われているか。また、その内容は後日確認できるようになっているか。</p> <p>⑥ 証券事故が証取法の定める重要な事実に該当する場合において適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 営業責任者は、事故防止の観点から法令等により顧客から微求する必要書類等の受入れ及び内部監査部門等における指摘事項の改善は営業部店自身の責務であることを認識させ、その実行を担保する体制としているか。</p> <p>(6) やむを得ない理由により特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させている場合には、事故防止のために適切な方策を講じているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
56		<p>(7) グループ内会社において事故防止等の観点から採っている方策について、把握しているか。</p> <p>(8) グループ内会社において、テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、適切な顧客管理体制が整備されていることを把握しているか。</p>				<p>(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、職員(管理者を含む。)が一定期間職場を離れるなど、事故防止の方策を探っているか。なお、職場を離れる方策を探り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。</p> <p>(8) テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。 ② テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。) ③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 ④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。 ⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。 	(注)管理者とは、「コンプライアンスを所掌している部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理制度統括補助責任者」をいう。
IV. 法令等遵守のための具体的施策の実施状況	1. 管理部門の実効性のチェック	(1) 子会社である証券会社の内部管理関係の組織形態、権限、人員配置等が適切なものとなっていることを把握しているか。また、それらが適切に機能していることを把握しているか。		IV. 法令等遵守のための具体的施策の実施状況	1. 管理部門の実効性のチェック	<p>(1) 内部管理関係の組織形態、権限、人員配置等は適切なものとなっているか。また、それらは適切に機能しているか。</p> <p>(2) 内部管理統括責任者は、内部管理の整備等その職務を果たしているか。</p> <p>(3) 内部管理統括責任者と取締役社長との連携、内部管理統括責任者と内部管理統括補助責任者、内部管理責任者及び営業責任者の関係を明確にし、それが適切に機能しているか。</p> <p>(4) コンプライアンス担当部署(監査(検査)、営業考査、売買審査等の部門)が適切に配置され、各部門の所掌事項が明確にされるとともに、相互の連携が密接に保たれているか。</p> <p>(5) 各管理部門の調整等が必要な場合、適切に機能する体制となっているか。例えば、営業店への指示内容が各管理部門で異なる場合等において、どの部門が調整部局となるか明確になっているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
						<p>(6) 営業部門等(本店営業部門、営業店等)にコンプライアンス担当者(内部管理責任者)及び営業責任者が適切に配置されているか。また、内部管理責任者の職務遂行に際し、内部管理責任者が配置されている営業部門等の長から独立して職務を遂行する体制、権限等となっているか。また、それが明確に規定されているか。</p> <p>(7) 営業部門等の内部管理責任者が内部管理統括責任者に対して定期的及び必要に応じ随時に当該営業部門等のコンプライアンスの状況について報告する体制となっているか。</p> <p>(8) 内部管理統括責任者は、常時、的確にコンプライアンス関連の情報を収集し、掌握しているか。また、掌握した情報の中で法令等の遵守に関する情報については、適切な手段、方法により、役職員に周知徹底させているか。また、その状況を把握しているか。</p> <p>(9) 内部管理業務を適切に遂行していくための各種管理資料は適正に作成され、有効に利用されているか。また、当該管理資料が適切に保管されているか。</p> <p>(10) 証券業協会、取引所等の自主規制機関からの注意事項、調査依頼等に対して適切に対応しているか。関係書類の作成、保管は的確になされているか。</p>	
	2. 社内規程等の整備状況のチェック	(1) 子会社である証券会社において、法令・社内規程等の指導・解釈等を行う担当部署が明確となっていることを把握しているか。また、それらが適切に機能していることを把握しているか。		2. 法令担当部門の設置・社内規程の整備状況のチェック		<p>(1) 法令・社内規程等の指導・解釈等を行う担当部署が明確となっているか。</p> <p>(2) 必要な社内規程が適切に整備されているか。例えば、証券業協会規則等において社内規程の制定が必要とされているものが整備されているか。</p> <p>(3) グループ企業内の既存の共通ルールが有る場合等において、そのような社外のルールを導入する際に、我が国の証券取引法令等に照らして、当該ルールが妥当かあるいは十分かどうか(補充の規程の要否)等について検討を行っているか。</p> <p>(4) 営業部門等で法令・社内規程等の解釈等について疑義があつた場合、法令等担当部署に確認がなされているか。営業部門等での独自の解釈等で業務を行っていないか。</p> <p>(5) 役職員のインサイダー取引管理体制の整備が図られているか。また、それは適切に機能しているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
				3. 営業員の法令等の理解の促進及び法令等の遵守意識の徹底のための施策の実施状況のチェック	(1) 法令等担当部署において、営業員に周知すべき法令通達(証券業協会及び証券取引所からの注意文書等を含む)が全ての確に把握されているか。また、これらの法令通達を単に各営業部門等に配付しているだけでなく、適宜制定の趣旨やその取扱いについて解説しているか。	(2) 当該証券会社における新たな商品の販売に際しては、法令等の適合性の検討にとどまらず、新たな商品の特性等を十分検討し、役職員に対し周知徹底させているか。また、周知徹底されることを確保する体制が整備されているか。	(3) 法令等担当部署は、営業員に対し法令通達及び社内規程等を適切な方法で周知しているか。例えば、社内配付・回覧等により周知するほかに研修や会議等において理解を深め周知徹底を図っているか。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 業務運営体制のチェック	(1) 子会社である証券会社の業務運営・方法は、法令等に適合したものとなっていることを把握しているか。		4. 業務運営体制のチェック		(1) 業務運営体制・方法は、法令等に適合したものとなっているか。 (2) 新たな業務を行う際に法令担当部署において法令等に照らした検討を行う体制となっているか。 (3) 管理部門等は、新たな法令通達及び社内規定等が発出された場合において、既存の業務運営等がそれに適合しているかの検討を行っているか。また、改善が必要な場合は対策がとられているか。 (4) 管理部門等は他の営業部門等がどのような業務運営を行っているかを把握・理解しているか。また、管理部門等により、通常の業務運営方法に則らない不適正な業務運営が行われていないか等の必要なチェックは行われているか。 (5) 営業部門等の内部管理責任者等により日常の業務運営の点検・指導がなされているか。 (6) 問題点が把握された場合において、その原因を究明し、必要な対策を行っているか。 (7) 業務運営において、管理者が承認をする又は報告を受けるなど、管理体制が的確に機能しているか。	
	5. 営業員管理体制及び顧客管理体制のチェック			5. 営業員管理体制及び顧客管理体制のチェック		(1) 管理体制の整備 ① 顧客に対して直接投資勧誘行為を行う営業員について適切な管理が行われているか。また、営業店における日常的なチェックシステムは十分か。また、それは有効に機能しているか。 ② 顧客管理体制は適切に整備され、機能しているか。 ③ 営業員管理及び顧客管理について、内部管理責任者及び営業責任者が、その職責をもって適切に把握する体制となっているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
66						<p>④ 営業員管理及び顧客管理関係の社内規程は適切に整備されているか。</p> <p>⑤ 営業員が商品特性等を把握した上で顧客に対し十分な説明を行っていることについて確認する体制となっているか。</p> <p>⑥ 顧客の投資勧誘のための資料等について、適切な審査等を行う体制となっているか。</p> <p>⑦ 有価証券取引が公正に行われ、証券市場の透明性や信頼性を確保するために、不公正取引の防止の方策を講じているか。また、それは適切に機能しているか。</p> <p>⑧ 顧客によるインサイダー取引の未然防止の方策を講じているか。また、それは適切に機能しているか。</p> <p>(2) 営業店における営業実態の把握</p> <p>① 営業員の顧客に対する投資勧誘行為は、顧客の属性等に配慮する等投資者保護の観点から適切なものとなっているか。</p> <p>② 営業員の投資勧誘について、営業責任者及び内部管理責任者がチェックする体制となっているか。</p> <p>③ 不公正取引の防止のための確認は適切に行っているか。</p> <p>④ 顧客によるインサイダー取引の未然防止のため、内部者登録を徹底しているか。また、注文受託の際、未然防止のための確認は適切に行っているか。</p> <p>⑤ 営業責任者及び内部管理責任者は、注文伝票等のチェックに際し、適切な営業活動が行われているかという観点から検証を行っているか。</p> <p>⑥ 市場仲介者として誠実かつ公正であるべき証券会社の営業姿勢として不適切なものはないか。</p>	
V. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	1. 「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対策を講じているか。		V. 法令等に違反した場合の懲罰規程の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	(1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合には、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対策を迅速に講じているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法第259条) ロ. 監査役への報告(商法第274条ノ2)</p> <p>② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法第275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法第260条ノ3第3項・第4項) ハ. 取締役会への報告(商法第260条ノ3第2項) 二. 株主総会に対する意見報告(商法第275条) ホ. 監査報告書への記載(商法第281条ノ3第2項第10号)</p> <p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 取締役等は証取法第28条の4第9号イ～ヘに規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>(4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。</p> <p>(5) 監査役による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p> <p>(6) 証券持株会社において重大な違反行為及びコンプライアンスに関する重大な事項が発見された場合の、取締役会に対する報告体制を整備しているか。また、グループ内会社においてコンプライアンスに関する重大な事項等が発見された場合の報告体制についても整備されているか。</p> <p>(7) 証券持株会社の懲罰規程が整備されているか。また、懲罰規程の適用は厳正かつ公正に行っているか。</p> <p>(8) グループ内会社に、コンプライアンス担当部門が設置されていることを把握しているか。</p>			<p>① 取締役 イ. 取締役会の招集[商法第 259条] ロ. 監査役への報告[商法第 274条ノ2]</p> <p>② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止[商法第 275条ノ2] ロ. 取締役会の招集[商法第 260条ノ3第3項、同条第4項] ハ. 取締役会への報告[商法第 260条ノ3第2項] 二. 株主総会に対する意見報告[商法第 275条] ホ. 監査報告書への記載[商法第 281条ノ3第2項第10号]</p> <p>(2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。</p> <p>(3) 取締役等は証取法第28条の4第9号イ～ヘに規定する欠格事由に該当していないか。</p> <p>(4) 適切な人材が監査役として選任されているか。</p> <p>(5) 監査役による法令等の遵守状況についての監査が実施されているか。</p> <p>(6) 法令等に係る重大な違反行為が発見された場合、特に、内部管理責任者等が違反行為と承知した場合に、内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者及びコンプライアンス統括部署に対する報告体制が整っているか。</p> <p>(7) 社内においてコンプライアンスに関して重大な事項が発生した場合には、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告されているか。</p> <p>(8) 懲罰規程が整備されているか。また、法令等違反者に対する処分は、厳正かつ公正に行われているか。 なお、違反者及び違反行為を隠蔽した者に対しては、特に厳格に対処しているか。</p>		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(9) グループ内会社におけるコンプライアンス担当部門の機能が十分に発揮されていることを把握しているか。 (10) コンプライアンス統括部門及びグループ内会社におけるコンプライアンス担当部門が有効な連携関係を確保できるよう、適切な方策が講じられているか。				(9) 内部管理統括責任者に適材を確保し、内部管理統括責任者の責務である役職員に対する法令等遵守の意識の徹底と内部管理態勢の整備について、十分その機能を発揮し得る体制、方策が講じられているか。	
VI. 訴訟等	1. 報告体制の整備	(1) 取締役会等は、子会社である証券会社の訴訟等に係る対応状況について定期的に報告を受けているか。		VI. 訴訟等	1. 訴訟に対する体制	取締役会は訴訟を提起すること及び提起されることの重要性を十分に認識しているか。	
					2. 訴訟への対応についての重要性の認識	会社役職員の行為によって株主に不利益となるような行為を引き起こすことに対して十分な注意を行っているか。例えば、役職員に対する啓蒙や後述する内部連絡制度の整備などによって、経営の健全性を確保するような努力を行っているか。	
					3. 内部連絡制度	相互牽制の実効性確保の観点から役職員の行為に対して法令上問題があると判断した他の役職員が法律専門家等に相談・連絡できるような体制が採られているか。	
VII. 情報管理	1. 顧客情報管理体制の整備	(1) 取締役会等は、グループ内において顧客情報を共有する場合、その方針等を明確に規定しているか。また、その方針等が遵守されていることを適切に把握しているか。 さらに、グループ内会社が策定した手続きについて、グループの方針等に沿った内容となっていることを把握しているか。 (2) 子会社である証券会社の顧客情報を、当該証券会社と証券持株会社及びグループ内会社(当該証券会社を除く。)との間で共有するなどの場合には、顧客自身の同意があるなど法令等に抵触しない範囲で適切に対応しているか。 (3) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3(弊害防止措置の適用除外の承認申請)の規定に沿った弊害防止措置のための態勢が適切に確保されているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
VIII. 証券会社又は証券持株会社との経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	<p>1. 「証券会社又は証券持株会社」に対する法規制</p> <p>(1) 法律 ① 証券取引法 ② 外国証券業者に関する法律 ③ 投資信託及び投資法人に関する法律 ④ 金融商品の販売等に関する法律 ⑤ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑥ 金融先物取引法 ⑦ 資産の流動化に関する法律 ⑧ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ⑨ 保険業法 ⑩ 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑪ 貸金業の規制等に関する法律 ⑫ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ⑬ 抵当証券法 ⑭ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑮ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑱ 前払式証票の規制等に関する法律 ⑲ 無尽業法 ⑳ 信託業法 ㉑ 社債等登録法 ㉒ 担保附社債信託法</p> <p>(2) 政令・府令・告示</p> <p>(3) 証券業協会及び証券取引所の定める諸規則</p> <p>2. 「株式会社」に対する法規制</p> <p>(1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律</p> <p>3. その他「信用秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) 商品取引所法</p>		VII. 証券会社との経営者等が遵守すべき具体的な法令等	<p>1. 法規制の概要</p> <p>(1) 法律 ① 証券取引法 ② 外国証券業者に関する法律 ③ 投資信託及び投資法人に関する法律 ④ 金融商品の販売等に関する法律 ⑤ 株券等の保管及び振替に関する法律 ⑥ 金融先物取引法 ⑦ 資産の流動化に関する法律 ⑧ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律 ⑨ 保険業法 ⑩ 出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ⑪ 貸金業の規制等に関する法律 ⑫ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律 ⑬ 抵当証券法 ⑭ 抵当証券業の規制等に関する法律 ⑮ 商品投資に係る事業の規制に関する法律 ⑯ 不動産特定共同事業法 ⑰ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 ⑱ 前払式証票の規制等に関する法律 ⑲ 無尽業法 ⑳ 信託業法 ㉑ 社債等登録法 ㉒ 担保附社債信託法</p> <p>(2) 政令・府令・告示</p> <p>(3) 証券業協会及び証券取引所の定める諸規則</p> <p>2. 「株式会社」に対する法規制</p> <p>(1) 商法第2編 (2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律</p> <p>3. その他「信用秩序及び市場秩序」に関する法規制 (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (2) 不正競争防止法 (3) 不当景品類及び不当表示防止法 (4) 商品取引所法</p>		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(5) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 消費者契約法 ③ 利息制限法 ④ 割賦販売法 ⑤ 特定商取引に関する法律 ⑥ 無限連鎖講の防止に関する法律</p> <p>(6) 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律</p> <p>4. その他「商取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第 486条第1項)・背任罪(刑法第 247条)・業務上横領罪(刑法第 253条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律</p>			<p>(5) その他消費者保護に関する法制 ① 消費者保護基本法 ② 消費者契約法 ③ 利息制限法 ④ 割賦販売法 ⑤ 特定商取引に関する法律 ⑥ 無限連鎖講の防止に関する法律</p> <p>(6) 政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律</p> <p>4. その他「商取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪(商法第 486条第1項)・背任罪(刑法第 247条)・業務上横領罪(刑法第 253条) (4) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (5) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律</p>		
103	2. 「会社経営」に関する主な法規制	<p>1. 商法関連</p> <p>(1) 増資ルールの違反(商法第 280条ノ2以下) (2) 粉飾決算・違法配当(商法第 290条、第 486条、第 489条) (3) 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与—商法第 294条ノ2、第 497条) (4) 虚偽のディスクローズ(商法第 498条、証取法第 197条)</p> <p>2. その他 (1) マネー・ローンダリング(疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条) (2) 本人確認(本人確認法第3条) (3) 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) (4) 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)</p>		<p>2. 「会社経営」に関する主な法規制</p> <p>1. 商法関連</p> <p>(1) 増資ルールの違反(商法第 280条ノ2以下) (2) 粉飾決算・違法配当(商法第 290条、第 486条、第 489条) (3) 反社会的勢力との関係遮断(総会屋等への利益供与—商法第 294条ノ2、第 497条) (4) 虚偽のディスクローズ(商法第 498条、証取法第 197条)</p> <p>2. その他 (1) マネー・ローンダリング(疑わしい取引の届出—組織犯罪処罰法第54条、犯罪収益等隠匿及び收受—第10条及び第11条) (2) 本人確認(本人確認法第3条) (3) 本人確認記録の作成、保存(本人確認法第4条) (4) 取引記録の作成、保存(本人確認法第5条)</p>			

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 証取法の規制 1. 「証券業務」に関する法規制	1. 有価証券の募集売り出しに係る届け出書(証取法第4~第7条) 2. 目論見書の交付義務(証取法第13条、第15条) 3. 届出書の発効に伴う真実性の認定、表示等の禁止(証取法第23条) 4. 発行登録書の提出義務(証取法第23条の3) 5. 発行登録追補書類の未提出等の場合における売り出し等の禁止(証取法第23条の8) 6. 適格機関投資家向け勧誘の告知(証取法第23条の13) 7. 海外発行証券の少人数向け勧誘の条件の開示(証取法第23の14) 8. 顧客に対する誠実義務(証取法第33条) 9. 取引所有価証券市場外での取引の禁止(証取法第37条) 10. 取引態様の事前明示義務(証取法第38条) 11. 向い呑みの禁止(証取法第39条) 12. 取引の概要を記載した書面の交付(証取法第40条) 13. 取引報告書の作成・交付義務(証取法第41条) 14. 禁止行為(証取法第42条) (1) 断定的判断を提供して勧誘する行為 (2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (3) 過度の大量推奨販売等 (4) フロントランニング (5) その他府令で定める行為 15. 損失補てん等の禁止(証取法第42条の2) 16. 適合性の原則(証取法第43条) 17. その他業務に係る禁止行為(証取法第44条) (1) 投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (3) 金銭の貸付を条件とした売買の受託 (4) その他府令で定める行為		3. 証取法の規制 1. 「証券業務」に関する法規制	1. 有価証券の募集売り出しに係る届け出書(証取法第4~第7条) 2. 目論見書の交付義務(証取法第13条、第15条) 3. 届出書の発効に伴う真実性の認定、表示等の禁止(証取法第23条) 4. 発行登録書の提出義務(証取法第23条の3) 5. 発行登録追補書類の未提出等の場合における売り出し等の禁止(証取法第23条の8) 6. 適格機関投資家向け勧誘の告知(証取法第23条の13) 7. 海外発行証券の少人数向け勧誘の条件の開示(証取法第23の14) 8. 顧客に対する誠実義務(証取法第33条) 9. 取引所有価証券市場外での取引の禁止(証取法第37条) 10. 取引態様の事前明示義務(証取法第38条) 11. 向い呑みの禁止(証取法第39条) 12. 取引の概要を記載した書面の交付(証取法第40条) 13. 取引報告書の作成・交付義務(証取法第41条) 14. 禁止行為(証取法第42条) (1) 断定的判断を提供して勧誘する行為 (2) 取引一任勘定取引の契約を締結する行為 (3) 過度の大量推奨販売等 (4) フロントランニング (5) その他府令で定める行為 15. 損失補てん等の禁止(証取法第42条の2) 16. 適合性の原則(証取法第43条) 17. その他業務に係る禁止行為(証取法第44条) (1) 投資顧問業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (2) 証券投資信託委託業に係る取引に関する情報に基づく売買又は勧誘 (3) 金銭の貸付を条件とした売買の受託 (4) その他府令で定める行為		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		18. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームズ・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為	(注)法第45条ただし書の規程に基づく弊害防止措置の適用除外の承認について 証券会社が法第54条第1項の規定による届出をしたときは、当該証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人について、当該法人の関与する行為に限り、法第45条ただし書の承認があつたものとみなすことについて注意する。		18. 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証取法第45条) (1) アームズ・レングス・ルール (2) 信用供与に係る抱き合わせ販売 (3) その他府令で定める行為	"	"
		19. 引受人の信用供与の制限(証取法第46条)			19. 引受人の信用供与の制限(証取法第46条)	"	"
2. 「証券取引」に関する主な法規制	1. 吞み行為の禁止(証取法第129条) 2. 不正取引行為の禁止(証取法第157条) 3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第158条) 4. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第159条ないし第160条) 5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第161条) 6. 空売りの規制(証取法第162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第168条)	2. 「証券取引」に関する主な法規制	1. 吞み行為の禁止(証取法第129条) 2. 不正取引行為の禁止(証取法第157条) 3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第158条) 4. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第159条ないし第160条) 5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第161条) 6. 空売りの規制(証取法第162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第168条)	1. 吞み行為の禁止(証取法第129条) 2. 不正取引行為の禁止(証取法第157条) 3. 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止(証取法第158条) 4. 仮装売買、相場操縦の禁止(証取法第159条ないし第160条) 5. 自己計算取引・売買一任取引又は過当数量取引の制限(証取法第161条) 6. 空売りの規制(証取法第162条) 7. インサイダー取引の禁止(証取法第167条) 8. 虚偽の文書の作成・配付の禁止(証取法第168条)	"	"	
	9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第171条) 12. 信用取引保証金等の預託(証取法第161条の2)		9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第171条) 12. 信用取引保証金等の預託(証取法第161条の2)		9. 対価を受けて行う新聞・雑誌等への意見の表示(証取法第169条) 10. 有利買付け等の表示の禁止(証取法第170条) 11. 一定の配当等の表示の禁止(証取法第171条) 12. 信用取引保証金等の預託(証取法第161条の2)	"	"

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
90	3.「顧客保護」に関する法規制	1. 顧客資産の分別管理(証取法第47条) 2. 顧客の有価証券の担保に係る同意書の徴求(証取法第47条の2) 3. 証券会社の投資者の保護基金の加入義務(証取法第79条の27) 4. 証券会社の所属する投資者の保護基金の負担金等の納付(証取法第79条の64、第79条の66)		3.「顧客保護」に関する法規制	1. 顧客資産の分別管理(証取法第47条) 2. 顧客の有価証券の担保に係る同意書の徴求(証取法第47条の2) 3. 証券会社の投資者保護基金の加入義務(証取法第79条の27) 4. 証券会社の所属する投資者保護基金の負担金等の納付(証取法第79条の64、第79条の66)		
	4.「業務」に関する法規制	1. 下記の業務の認可(証取法第29条) (1) 店頭デリバティブ取引業務 (2) 元引受業務 (3) 私設取引所(PTS)業務 2. 変更届出書の提出(証取法第30条) 3. 兼業業務に係る届け出(証取法第34条第2、第3項) 4. 付随・兼業業務以外の業務に係る承認(証取法第34条第4項) 5. 名義貸しの禁止(証取法第35条) 6. 社債募集の受託の禁止(証取法第36条) 7. 金融機関の証券業務の禁止(証取法第65条)		4.「業務」に関する法規制	1. 下記の業務の認可(証取法第29条) (1) 店頭デリバティブ取引業務 (2) 元引受業務 (3) 私設取引所(PTS)業務 2. 変更届出書の提出(証取法第30条) 3. 兼業業務に係る届け出(証取法第34条第2、第3項) 4. 付隨・兼業業務以外の業務に係る承認(証取法第34条第4項) 5. 名義貸しの禁止(証取法第35条) 6. 社債募集の受託の禁止(証取法第36条) 7. 金融機関の証券業務の禁止(証取法第65条)		
	5.「経理」に関する法規制	1. 純財産額の維持(証取法第28条の4第3号) 2. 資本金の基準(証取法第28条の4第2号) 3. 営業年度(4月1日から翌年の3月31日まで)(証取法第48条) 4. 営業報告書の提出(証取法第49条) 5. 説明書類の作成・供覧(証取法第50条) 6. 証券取引責任準備金の積立て(証取法第51条) 7. 自己資本規制比率(証取法第52条) (1) 自己資本規制比率の届け出(第1項) (2) 自己資本規制比率(120%)の維持義務(第2項) (3) 自己資本規制比率を記載した書面の公衆縦覧(第3項)		5.「経理」に関する法規制	1. 純財産額の維持(証取法第28条の4第3号) 2. 資本金の基準(証取法第28条の4第2号) 3. 営業年度(4月1日から翌年の3月31日まで)(証取法第48条) 4. 営業報告書の提出(証取法第49条) 5. 説明書類の作成・供覧(証取法第50条) 6. 証券取引責任準備金の積立て(証取法第51条) 7. 自己資本規制比率(証取法第52条) (1) 自己資本規制比率の届け出(第1項) (2) 自己資本規制比率(120%)の維持義務(第2項) (3) 自己資本規制比率を記載した書面の公衆縦覧(第3項)		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		8. 特定帳簿の作成及び業務の報告義務(証取法第188条) 法定帳簿/証券会社に関する府令第60条第2項) (1) 注文伝票 (2) 取引日記帳 (3) 総勘定元帳 (4) 商品有価証券勘定元帳 (5) トレーディング商品勘定元帳 (6) 現先取引勘定元帳 (7) 顧客勘定元帳 (8) 受渡有価証券記番号帳 (9) 保護預り有価証券明細簿 (10) 取引残高報告書			8. 法定帳簿の作成及び業務の報告義務(証取法第 188条) 法定帳簿/証券会社に関する府令第60条第2項) (1) 注文伝票 (2) 取引日記帳 (3) 総勘定元帳 (4) 商品有価証券勘定元帳 (5) トレーディング商品勘定元帳 (6) 現先取引勘定元帳 (7) 顧客勘定元帳 (8) 受渡有価証券記番号帳 (9) 保護預り有価証券明細簿 (10) 取引残高報告書		
	6. 「役職員・外務員」に関する法規制	1. 証券会社の取締役等の親銀行等との兼職の禁止(証取法第32条第1項、第2項) 2. 証券会社の取締役等の兼職に係る届け出(証取法第32条第4項) 3. 外務員の登録及び登録事項の変更届け(証取法第64条、第64条の4) 4. 外務員に対する監督上の処分(証取法第64条の5)		6. 「役職員・外務員」に関する法規制		1. 証券会社の取締役等の親銀行等との兼職の禁止(証取法第32条第1項、第2項) 2. 証券会社の取締役等の兼職に係る届け出(証取法第32条第4項) 3. 外務員の登録及び登録事項の変更届け(証取法第64条、第64条の4) 4. 外務員に対する監督上の処分(証取法第64条の5)	
	7. 「監督」に関する法規制	1. 監督上の処分(証取法第56条) (1) 純財産額が資本の額を下回ったとき(証取法第28条の4第3号) (2) 不正の手段による証券会社の登録 (3) 証券業等の法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき (4) 業務又は財産の状況に照らし支払い不能に陥るおそれがあるとき (5) 認可業務にかかる認可条件違反 (6) 取締役等が証取法第28条の4第9号イからヘに規定する欠格事由に該当することとなったとき等 (7) 認可業務の認可を受けた証券会社が損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備が不十分であるとき等		7. 「監督」に関する法規制		1. 監督上の処分(証取法第56条) (1) 純財産額が資本の額を下回ったとき(証取法第28条の4第3号) (2) 不正の手段による証券会社の登録 (3) 証券業等の法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき (4) 業務又は財産の状況に照らし支払い不能に陥るおそれがあるとき (5) 認可業務にかかる認可条件違反 (6) 取締役等が証取法第28条の4第9号イからヘに規定する欠格事由に該当することとなったとき等 (7) 認可業務の認可を受けた証券会社が損失の危険の管理に関し、適切な体制及び規則の整備が不十分であるとき等	
		2. 監督命令(証取法第56条の2) (1) 自己資本規制比率が 120%を下回った場合の監督命令(第1項) (2) 自己資本規制比率が 100%を下回った場合の業務停止(第2項) (3) 自己資本規制比率が 100%を下回り、回復の見込みがない場合の登録の取消し(第3項)				2. 監督命令(証取法第56条の2) (1) 自己資本規制比率が 120%を下回った場合の監督命令(第1項) (2) 自己資本規制比率が 100%を下回った場合の業務停止(第2項) (3) 自己資本規制比率が 100%を下回り、回復の見込みがない場合の登録の取消し(第3項)	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		3. 合併等の場合にかかる届け出(証取法第54条、第55条) 4. 報告徵求及び監督検査権(証取法第59条) 5. 資産の国内保有命令(証取法第60条) 6. 証券業協会の協会員である証券会社の報告義務(証取法第79条の2) 7. 証券業協会の協会員である証券会社の法令、協会規則等の違反にかかる処分(証取法第79条の6第4項、協会定款第25条第1項第3号) 8. 証券会社の投資者の保護基金への報告又は資料の提出及び通知(証取法第79条の53) 9. 証券取引所の会員である証券会社の法令、取引所の定款等の違反にかかる処分(証取法第87条、取引所定款第50条)			3. 合併等の場合にかかる届け出(証取法第54条、第55条) 4. 報告徵求及び監督検査権(証取法第59条) 5. 資産の国内保有命令(証取法第60条) 6. 証券業協会の協会員である証券会社の報告義務(証取法第79条の2) 7. 証券業協会の協会員である証券会社の法令、協会規則等の違反にかかる処分(証取法第79条の6第4項、協会定款第25条第1項第3号) 8. 証券会社の投資者の保護基金への報告又は資料の提出及び通知(証取法第79条の53) 9. 証券取引所の会員である証券会社の法令、取引所の定款等の違反にかかる処分(証取法第87条、取引所定款第50条)		
参考	犯則事件の範囲 (証取法第210条、証取法施行令第45条)	1. 証取法第197条の罪 (1) 不実記載のある届出書の提出 (2) 公開買付開始公告等の虚偽の表示 (3) 不実記載のある公開買付け開始公告等の提出 (4) 発行会社による公開買付け等の重要事実の不公表等 (5) 詐欺的行為の禁止違反 (6) 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止違反 (7) 相場操縦等の禁止違反 2. 証取法第198条第1号から第10号まで又は第15号の罪 (1) 募集又は売出しの届け出受理前のその取扱い等 (2) 不実記載のある届出書等の写しの提出等 (3) 届出の効力発生前の取引制限違反等 (4) 公開買付けの開始公告の未実施 (5) 有価証券報告書等の不提出 (6) 不実記載のある有価証券報告書の添付書類の提出 (7) 不実の書類の写しの公衆縦覧への提供 (8) 虚偽記載のある公開買付け説明書等の交付 (9) 違法な公開買付けの撤回等の公告 (10) 発行会社による公開買付けにつき重要事実の通知懈怠 (11) インサイダー取引の禁止	第5条ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の22の3第1項又は第3項 第157条 第158条 第159条 第4条 第6条ほか 第15条ほか 第27条の3第1項ほか 第24条第1項又は第3項ほか 第24条第6項ほか 第25条第2項ほか 第27条の9第1項ほか 第27条の11第1項但し書ほか 第27条の22の3第2項 第166条	参考	犯則事件の範囲 (証取法第210条、証取法施行令第45条)	1. 証取法第197条の罪 (1) 不実記載のある届出書の提出 (2) 公開買付開始公告等の虚偽の表示 (3) 不実記載のある公開買付け開始公告等の提出 (4) 発行会社による公開買付け等の重要事実の不公表等 (5) 詐欺的行為の禁止違反 (6) 風説の流布、偽計、暴行、脅迫等の禁止違反 (7) 相場操縦等の禁止違反 2. 証取法第198条第1号から第10号まで又は第15号の罪 (1) 募集又は売出しの届け出受理前のその取扱い等 (2) 不実記載のある届出書等の写しの提出等 (3) 届出の効力発生前の取引制限違反等 (4) 公開買付けの開始公告の未実施 (5) 有価証券報告書等の不提出 (6) 不実記載のある有価証券報告書の添付書類の提出 (7) 不実の書類の写しの公衆縦覧への提供 (8) 虚偽記載のある公開買付け説明書等の交付 (9) 違法な公開買付けの撤回等の公告 (10) 発行会社による公開買付けにつき重要事実の通知懈怠 (11) インサイダー取引の禁止	第5条ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の3第1項ほか 第27条の22の3第1項又は第3項 第157条 第158条 第159条 第4条 第6条ほか 第15条ほか 第27条の3第1項ほか 第24条第1項又は第3項ほか 第24条第6項ほか 第25条第2項ほか 第27条の9第1項ほか 第27条の11第1項但し書ほか 第27条の22の3第2項 第166条

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等

【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)

項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>3. 証取法第198条の3の罪 損失補填等の禁止</p> <p>4. 証取法第200条第1号から第14号まで、第16号又は第17号の罪 (1) 届出書類の写しの不提出等 (2) 訂正届出書の不提出 (3) 目論見書の交付義務違反 (4) 訂正発行登録書の不提出</p> <p>(5) 訂正報告書等の不提出</p> <p>(6) 有価証券届出書等の写しの公衆縦覧への不提供</p> <p>(7) 公開買付開始公告義務等の違反</p> <p>(8) 公開買付の訂正届出書等の不提出</p> <p>(9) 公開買付説明書等の不交付</p> <p>(10) 意見表明報告書の不提出</p> <p>(11) 不実記載のある意見表明報告書等の写しの送付</p> <p>(12) 大量保有報告書等の訂正報告書の不提出</p> <p>(13) 顧客の損失補填禁止規定違反</p> <p>(14) 事故による損失補填の確認申請書等の虚偽記載</p> <p>(15) 類似市場の開設の禁止</p> <p>(16) 虚偽の相場を記載した文書の作成等</p> <p>5. 証取法第200条の3第2号の罪 認可業務にかかる条件違反</p> <p>6. 証取法第205条第1号から第4号まで、第8号又は第11号から第13号までの罪 (1) 届け出時期の制限等の違反 (2) 意見表明報告書の訂正報告書の不提出 (3) 意見表明報告書の写しの不送付 (4) 公開買付者の違法な表示 (5) 取引概要を記載した書面の契約締結前の書面交付義務違反</p>	第42条の2第1項 第6条ほか 第7条前段ほか 第15条第2項ほか 第23条の4前段ほか 第24条の2第1項ほか 第25条第2項ほか 第27条の7第2項ほか 第27条の8第2項から第4項までほか 第27条の9第2項又は第3項ほか 第27条の10第1項 第27条の10第3項 第27条の29第1項 第42条の2第2項ほか 第42条の2第5項ほか 第167条の2 第168条 第29条の2第1項 第4条第3項、5項ほか 第27条の10第2項ほか 第27条の10第3項ほか 第27条の15第2項ほか 第40条		<p>3. 証取法第198条の3の罪 損失補填等の禁止</p> <p>4. 証取法第200条第1号から第14号まで、第16号又は第17号の罪 (1) 届出書類の写しの不提出等 (2) 訂正届出書の不提出 (3) 目論見書の交付義務違反 (4) 訂正発行登録書の不提出</p> <p>(5) 訂正報告書等の不提出</p> <p>(6) 有価証券届出書等の写しの公衆縦覧への不提供</p> <p>(7) 公開買付開始公告義務等の違反</p> <p>(8) 公開買付の訂正届出書等の不提出</p> <p>(9) 公開買付説明書等の不交付</p> <p>(10) 意見表明報告書の不提出</p> <p>(11) 不実記載のある意見表明報告書等の写しの送付</p> <p>(12) 大量保有報告書等の訂正報告書の不提出</p> <p>(13) 顧客の損失補填禁止規定違反</p> <p>(14) 事故による損失補填の確認申請書等の虚偽記載</p> <p>(15) 類似市場の開設の禁止</p> <p>(16) 虚偽の相場を記載した文書の作成等</p> <p>5. 証取法第200条の3第2号の罪 認可業務にかかる条件違反</p> <p>6. 証取法第205条第1号から第4号まで、第8号又は第11号から第13号までの罪 (1) 届け出時期の制限等の違反 (2) 意見表明報告書の訂正報告書の不提出 (3) 意見表明報告書の写しの不送付 (4) 公開買付者の違法な表示 (5) 取引概要を記載した書面の契約締結前の書面交付義務違反</p>		第42条の2第1項 第6条ほか 第7条前段ほか 第15条第2項ほか 第23条の4前段ほか 第24条の2第1項ほか 第25条第2項ほか 第27条の7第2項ほか 第27条の8第2項から第4項までほか 第27条の9第2項又は第3項ほか 第27条の10第1項 第27条の10第3項 第27条の29第1項 第42条の2第2項ほか 第42条の2第5項ほか 第167条の2 第168条 第29条の2第1項 第4条第3項、5項ほか 第27条の10第2項ほか 第27条の10第3項ほか 第27条の15第2項ほか 第40条

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(6) 自己計算、過当投機の制限違反 (7) 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出等 (8) 役員又は主要株主の禁止行為又は証券記事等の制限違反 7. 証取法第205条の2第4号の罪 取引報告書の作成・交付義務違反	第161条第1項又は 2項 第163条又は第164 条第5項 第165条又は第169 条 第41条			(6) 自己計算、過当投機の制限違反 (7) 特定有価証券等の売買に関する報告書の提出等 (8) 役員又は主要株主の禁止行為又は証券記事等の制限違反 7. 証取法第205条の2第4号の罪 取引報告書の作成・交付義務違反	第161条第1項又は 2項 第163条又は第164 条第5項 第165条又は第169 条 第41条
	弊害防止措置	○ 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証券取引法第45条) 証券持株会社の子会社である証券会社又はその役員若しくは使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	(注)証券会社等 (※)が、それぞれ 内部管理に関する 業務を行うために、 証券会社が証券会 社の行為規制等に 関する内閣府令第 12条第7号又は第 8号に規定する行 為をすることについ て、証券取引法第4 5条ただし書きの承 認を受けている場 合にあっては、証券 会社の行為規制等 に関する内閣府令 第11条の3に規定 する態勢が確保さ れていることを検証 する必要がある。			○ 親法人等又は子法人等との間の禁止行為(証券取引法第45条) 証券会社又はその役員若しくは使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(1) アームス・レンジス・ルール(第1号) 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>(2) 信用供与に係る抱き合わせ販売(第2号) 当該証券会社との間で第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。</p> <p>(3) その他府令で定める行為(第3号) その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為を行うこと。</p>	※ 証券会社、当該証券会社を子会社(証券取引法第59条第2項に規定する子会社をいう。)とする持株会社、当該証券会社の親銀行等(証券取引法第32条第5項に規定する親銀行等をいう。)若しくは子銀行等(証券取引法第32条第6項に規定する子銀行等をいう。)、当該証券会社の親銀行等若しくは子銀行等を子会社とする持株会社(当該証券会社を子会社とする持株会社を除く。)、当該証券会社の親法人等若しくは子法人等である証券会社又はその他金融庁長官の指定するもの。 ・通常の取引と異なる条件とは、独立した企業間では通常あり得ない条件である。		<p>(1) アームス・レンジス・ルール(第1号) 通常の取引の条件と異なる条件であつて取引の公正を害するおそれのある条件で、当該証券会社の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>(2) 信用供与に係る抱き合わせ販売(第2号) 当該証券会社との間で第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること。</p> <p>(3) その他府令で定める行為(第3号) その他当該証券会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であつて投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為を行うこと。</p>	・通常の取引と異なる条件とは、独立した企業間では通常あり得ない条件である。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ○利益相反に関する開示規定(行為規制府令第12条第1号) ○親法人等又は子法人等の発行証券の引受制限(行為規制府令第12条第2号) ○親子関係を利用した抱き合わせ販売(行為規制府令第12条第3号) ○バックファイナンスの禁止(行為規制府令第12条第4号) ○一般取引に係るアームス・レングス・ルール(行為規制府令第12条第5号) ○引受証券の特定関係者等への販売制限(行為規制府令第12条第6号) ○親子間における非開示情報接受の禁止(行為規制府令第12条第7号) 	<p>・「非公開情報」とは、①発行者である会社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、②当該証券会社又はその親法人等若しくは子法人等の役職員が知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文その他の特別な情報、である。</p> <p>・府令第8号の解釈は事務ガイドラインに一部記載されている。</p> <p>・一定の内部管理業務を行う目的で府令第7号、第8号の行為を行うことについて一定の基準を満たし、金融庁長官の承認を受けた場合は適用除外となる。ただし、承認外の事項については法令違反となる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○利益相反に関する開示規定(行為規制府令第12条第1号) ○親法人等又は子法人等の発行証券の引受制限(行為規制府令第12条第2号) ○親子関係を利用した抱き合わせ販売(行為規制府令第12条第3号) ○バックファイナンスの禁止(行為規制府令第12条第4号) ○一般取引に係るアームス・レングス・ルール(行為規制府令第12条第5号) ○引受証券の特定関係者等への販売制限(行為規制府令第12条第6号) ○親子間における非開示情報接受の禁止(行為規制府令第12条第7号) 	<p>・「非公開情報」とは、①発行者である会社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの、②当該証券会社又はその親法人等若しくは子法人等の役職員が知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文その他の特別な情報、である。</p> <p>・府令第8号の解釈は事務ガイドラインに一部記載されている。</p> <p>・一定の内部管理業務を行う目的で府令第7号、第8号の行為を行うことについて一定の基準を満たし、金融庁長官の承認を受けた場合は適用除外となる。ただし、承認外の事項については法令違反となる。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<input type="radio"/> 親子銀行等と同一法人であると誤認させる業務運営(行為規制府令第12条第9号) <input type="radio"/> 脱法防止措置(行為規制府令第12条第10号)				<input type="radio"/> 親子銀行等と同一法人であると誤認させる業務運営(行為規制府令第12条第9号) <input type="radio"/> 脱法防止措置(行為規制府令第12条第10号)	

- .証券持株会社に係るチェックリスト
 - .リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- 1 .リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)

リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

【本チェックリストの位置づけ】

本チェックリストは、証券持株会社に対する検査に際し、証券持株会社グループにおいて構築されているリスク管理態勢が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切なものとなっているかを検証するための着眼点として、証券持株会社グループのリスク管理を実現するための施策等を記載したものであり、あくまでも検査官が証券持株会社に対して検査を実施する際に用いる手引書として位置づけられるものである。検査官は、本チェックリストを用いてリスク管理態勢の確認検査を行うものとする。

証券持株会社においては、自己責任原則の下、本マニュアルの趣旨を踏まえ、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模や特性、証券持株会社が担う役割などに応じた規程等を自主的に作成し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めることが期待される。

なお、本チェックリストにおける「【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)」欄は、「証券検査マニュアル」の各チェック項目につき、「証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等」と対応するよう、参考として記載したものである。

【本チェックリストの適用に当たっての留意点】

証券持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。また、現実に存在する証券持株会社グループの形態は、グループによって区別があり、その結果、グループにおける管理態勢や証券持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。本マニュアルは、こうした証券持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本チェックリストの内容の全てを各々の証券持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に記述されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。なお、チェック項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

検査官は、まず、証券持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、証券持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、証券持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【証券持株会社に対する検査を実施する際の手順】

証券持株会社に対する検査に際し、リスク管理態勢の検証を実施するにあたっては、以下のような手順を踏んで実施することに留意する。

証券持株会社グループの実態を把握し、証券持株会社やグループ内会社が、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に及ぼす影響を把握する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、当該複数の金融機関が、お互いの取引の公正及び業務の健全性の確保に及ぼし合う影響も把握する必要がある。

上記 の影響が生じる原因を、証券持株会社の子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、本チェックリストのチェック項目に沿って検証を実施する。

なお、証券持株会社の子会社に複数の金融機関が存在する場合には、上記 の影響が生じる原因を、それぞれの金融機関の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から、適切に管理するための態勢が構築されているかどうかについて、検証する必要がある。

本チェックリストのチェック項目に沿った管理態勢が構築されていない場合には、グループとしての対応が、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から問題ないかどうかを検証する。

なお、業務管理委託契約や兼任関係等を通じて、証券持株会社の子会社である証券会社が証券持株会社グループを管理している場合にも、同様の検証を行うこととなる。

【注】

1. 本チェックリストにおける「証券持株会社グループ」又は「グループ」とは、 証券持株会社、 その子会社である証券会社及び 当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社をいう。

なお、ここにいう の「当該証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、証券持株会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社をいう。

- 2 . 本チェックリストにおける「グループ内会社」とは、証券持株会社グループを構成する会社のうち、証券持株会社を除く会社をいう。
- 3 . 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。
「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する又は、常務会等に監査役の参加を認める等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。
- 4 . 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社を採用している証券持株会社（子会社である証券会社を含む。）にあっては、同法第二十一条の五以下における取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本マニュアルの趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなる。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I . リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. 代表取締役のリスクに対する理解	<p>(1) 証券持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保のみならず、投資者の保護を常に意識し、経営を行っているか。</p> <p>(2) 代表取締役は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に影響を及ぼし得る各種リスクの特性を理解し、グループとして適切な資本の維持を図りつつ、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。</p> <p>また、資源配分を行うに際しては、グループ内会社の業務内容、財務内容及び抱えるリスクの特性などについて、十分に検討しているか。</p> <p>(3) 代表取締役は、子会社である証券会社の自己資本規制比率の状況を的確に把握し、当該証券会社の財務の健全性が確保されるよう、適切な方策を講じているか。</p> <p>(4) 代表取締役は、子会社である証券会社における純財産額の総額及びその水準を的確に把握し、当該証券会社の財務の健全性が確保されるよう、適切な方策を講じているか。</p> <p>(5) 代表取締役は、子会社である証券会社に対するガバナンス機能を強く認識し、証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保、並びに投資者の保護に資するよう努めているか。</p>		I . リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、自社の負っている各種リスクの特性を理解し、自社の経営戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。 (注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストⅣに掲げる内容に加えて社内内部規定を含むものとする。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(6) 代表取締役は、証券持株会社の株主に対し、グループの経営内容に係る説明責任を十分に果たす義務があることを認識し、経営を行っているか。</p> <p>(7) 代表取締役は、株主としての利益のみを重視し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保、並びに投資者の保護を軽視した施策を実施していないか。</p>					
	2. 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能(取締役会の実効性の確保)	<p>(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、グループの信頼の維持・向上を図る観点から、証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。</p> <p>(2) 取締役は、業務執行に当たり、グループの信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>(3) 取締役会においては、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に努めるとともに、証券会社が、社会的責任と公共的使命等があることを柱とした企業倫理の構築を重要な課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、単に持株会社自らの業務運営に係ることのみではなく、グループの業務運営・推進に際し、子会社である証券会社の業務運営に影響を及ぼし得る各種リスクに関する諸問題について、証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保の観点から議論しているか。</p>		<p>(2)① 取締役会の業務執行の最高意思決定機関としての機能(取締役会の実効性の確保)</p> <p>(2)② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。</p> <p>(3) 取締役会においては、証券市場の担い手としての重大な社会的責任を柱とした企業倫理の構築を重要な課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、単に業務推進にかかるのみでなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する重要な事項について議論しているか。</p>			
	3. 取締役会議事録等の整備	<p>(1) 取締役会は、</p> <p>① 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>② 取締役会議事録を法律に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。</p>		<p>(3) 取締役会議事録等の整備〔商法第260条ノ4〕</p>		<p>(3) 取締役会議事録等の作成及び備置</p> <p>① 取締役会議事録を作成しているか。</p> <p>② 取締役会議事録を法に定められた期間、備え置いているか。</p> <p>③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成し、保存しているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(4) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。</p> <p>また、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に影響を及ぼし得る、グループ内会社の重大な不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。</p>				<p>(4) 取締役会議事録及び原資料は、法令等遵守、リスク管理及び重大な証券事故等の報告が確認できる内容となっているか。</p>	
	4. 経営方針の確立	<p>(1) 取締役会は、グループ内会社の業務内容、財務内容及び抱えるリスクの特性などを十分に理解した上で、グループが目指すべき全体像等に基づいたグループの経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを役職員及びグループ内会社に周知しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、グループの経営方針等を踏まえ、証券持株会社が行う子会社である証券会社等の管理の範囲及び内容を明確に定め、役職員及びグループ内会社に周知しているか。また、その範囲及び内容は、実態に即した合理的なものとなっているか。</p> <p>(3) 取締役会は、証券持株会社が子会社である証券会社等の管理にどの程度関与するか、どのように関与するかなどを具体的に定め、グループにおける証券持株会社の役割を明確にしているか。また、それを役職員及びグループ内会社に周知しているか。</p>		(4) 経営方針の確立		<p>(4) 取締役会において、証券会社が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。</p>	
	5. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	<p>(1) 取締役会において、グループとしてどの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といったグループの戦略目標を明確に定めているか。また、それを役職員及びグループ内会社に周知しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、環境の変化など必要に応じてグループの戦略目標等を見直しているか。また、それに応じて、グループ内会社においても戦略目標等が適切に見直されていることを把握しているか。</p>		(5) 証券会社自体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化		<p>(5) 取締役会においては、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか等の戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、短期的な収益確保を優先し、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知されているか。</p>	
	6. 取締役のリスク管理の理解及び認識	<p>(1) 取締役は、グループが抱えるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。</p> <p>(2) 取締役は、例えばグループ内の一會社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ内的一部又はグループ全体の損害、ひいては子会社である証券会社の業務運営に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識しているか。</p>		(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識		<p>(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、各種リスクの測定方法、モニタリング手法、管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	7. リスク管理の方針の確立	(1) 取締役会において、グループの戦略目標を踏まえたグループのリスク管理の方針を明確に定めているか。当該リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ隨時見直されているか。 また、当該リスク管理の方針は役職員及びグループ内会社に周知されているか。 (2) 取締役会は、グループ内会社が策定したリスク管理の方針について、グループのリスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。			(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会等において、戦略目標を踏まえたりisk管理の方針を明確に定めているか。加えて、リスク管理の方針が組織内で周知されるように努めているか。 なお、取締役会において、リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは戦略目標の変化等に応じて隨時に見直しているか。	
	8. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの規模、特性及び業務内容に応じ、グループに内在する各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、当該体制は、管理部門と被管理部門との間で牽制機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じ随时見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。			(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、規模、特性及び業務内容に応じ、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その全体のリスクの種類と程度を適時・適切に把握・管理できる体制となっているか。また、上記の管理体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門の分離など、相互牽制等の機能が十分に発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については、必要に応じて同時に見直され、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせた改善等が図られているか。	
	9. 取締役会等に対するリスク状況の報告と意思決定への活用	(1) 取締役会等は、定期的にグループのリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。			(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うとともに、必要な指示を行なうなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	
	10. 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(1) 取締役会等は、適切なグループのリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。			(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うために、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容及び事故防止等のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	
	11. 監査役会等の機能発揮	(1) 証券持株会社の監査役(以下、「監査役」という。)は、最低限一人はリスク管理に関する取締役会等に出席しているか。 (2) 証券持株会社の監査役会(以下、「監査役会」という。)については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。			(11) 監査役会の機能発揮	① 監査役は、リスク管理に関する取締役会等に最低限一人は必ず出席しているか。また、その場合、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性を確保しているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(5) 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>(6) 監査役は、商法第274条ノ3に規定された権限を必要に応じて行使するなど、グループ内会社の監査を的確に行っているか。</p> <p>(7) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。また、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、グループ内会社の監査結果についても把握しているか。</p>				<p>(5) 監査役会が組織される場合でも、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責務に基づき積極的な監査を実施しているか。</p> <p>(6) 監査役会は、外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックしているか。</p>	
ii. 管理者の認識及び役割	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループが抱えるリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、グループのリスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。また、担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。さらに、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解したうえで、リスクの測定、モニタリング及び管理手法等を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるように努めているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程を適時適切に改善するように努めているか。	(注)管理者とは、「リスク管理業務を所掌している部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理体制統括補助責任者」をいう。
	2. リスク管理のための規程の整備	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なグループのリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。		(2) リスク管理のための規程の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に従って、各種リスクごとに測定手法、モニタリング手法及び管理手法等を構築し、適切なリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得たうえで整備しているか。		
	3. リスク管理のための組織の整備	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規程に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。また、グループ内会社におけるリスク管理体制が適切なものであることを把握しているか。		(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。		
	4. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループのリスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、グループのリスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行についての責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時・適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。さらに、グループ内会社において、適切にリスク管理が行われていることを把握しているか。		(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、リスクの評価、モニタリング及び管理など、適切なリスク管理の実行についての責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時・適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせ、必要に応じてリスク管理手法や組織を見直しているか。		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
i. 企業風土の醸成	5. リスク管理を行うための適切な人員配置	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。特に、グループのリスクを総合的に把握できるような配置を行っているか。	(注) 相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているかという観点から、兼職・兼任の状況を把握する必要があることに留意する。		(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいて、専担者の配置等リスク管理を行うための組織が有効な機能を発揮できるように、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等専門性を持ったスタッフを配置しているか。	
	6. 人材育成のための研修体制の整備	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。また、グループ内会社において、人材育成及びリスク管理能力向上が適切に図られていることを把握しているか。			(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力の向上のための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	
	7. 事故防止のための人事管理	(1) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、証券持株会社において事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策をとっているか。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。 さらに、職員を、やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事又は兼務させている場合は、事故防止のための適切な方策を講じているか。 なお、グループ内会社において事故防止等の観点から探っている方策を把握しているか。また、その実施状況についても把握しているか。			(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れるなど、事故防止の方策を探しているか。 なお、職場を離れる方策を探り得ない場合、あるいは、職場を離れる方策が事故防止等に有効でない場合は、管理職による同行訪問や単独訪問など事故防止等の観点を踏まえた実効性ある方策を講じているか。	
	1. リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、グループのリスク管理を軽視することが子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分認識しているか。 また、管理者においても、グループのリスク管理を重視し、担当者にその考え方方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。		3. 企業風土の醸成	(1) リスク管理重視の企業風土の醸成	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を収益を生まない部門であるとして軽視することが、企業収益に重大な影響を与えることを十分に認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。 特に適切なリスク管理を行わないままに、短期的な収益確保を過度に重視した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 なお、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてもその考え方方が浸透するように努めているか。	
ii. 適切なリスク管理態勢の確立 i. リスクの認識と評価	1. リスクの所在及び種類の特定	(1) グループの戦略目標に対応し、どのような種類の業務をグループのどこでどの程度行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的に特定しているか。特に新規業務・商品の取り扱いに当たっては、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、グループとして管理が適切に行われるよう事前に十分な検討が行われているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行なうなど、適切な方策が講じられているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	(1) 各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのか等について、継続的かつ連結ベースで特定しているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取り扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小等を判断し、実行しているか。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii. 管理業務	1. リスク管理の手法及び規程の適切性	(1) グループのリスク管理手法や規程の内容は、グループの戦略目標、あるいは、グループ内会社の業務の内容からみて適切なものとなっているか。また、グループ内会社におけるリスク管理手法や規程が、当該グループ内会社の業務等に照らして適切であることを把握しているか。	(注)利益相反となる業務に従事していないかどうかについては、その実態を十分に踏まえ、相互牽制が損なわれないものとなっているかどうかを検証するとの必要性に留意する。	2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規程の適切性	(1) リスク管理の手法及び規程の内容は、各証券会社の各収益部門の戦略目標あるいは取り扱っている業務や商品の内容からみて、適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、証券会社の日常業務の一部となっているか。	
	2. 規程の整備及び見直し	(1) グループのリスク管理のための規程には、手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法が定められているか。また、管理者は、職員が規程に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規程を定期的に見直しているか。		(2) 各業務部門における規程の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規程には、各業務ごとに手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が定められた規程に従い、かつ、手続きの遵守状況を検証しているか。 管理者は、これらの規程を適時、適切に見直しているか。		
	3. 総合的なリスク管理	(1) グループのリスク管理に当たっては、グループ内会社が管理しているリスクを法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。		(3) 総合的なリスク管理	(3)(1) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む支店等及び子会社等連結会社に所在する各種リスクを、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門がそれらのリスクの種類と程度を自社への影響を勘案して適時適切に把握・管理できるものとなっているか。 (2) リスクの統合管理を行う場合において証取法第45条に規定されている弊害防止措置が適用される場合には適用除外にかかる承認を受けているか。		
iii. 職責の分離	1. 相互牽制体制の構築	(1) リスク管理に従事する役職員は、証券持株会社又はグループ内会社において、利益相反となる業務に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不斷に検証しているか。		3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	(1) リスク管理部門の役職員が、収益部門に従事することにより、利益相反が発生していないか。また、利益相反について内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	
iv. 情報伝達	1. 証券持株会社に対する報告	(1) 証券持株会社は、グループ内会社のリスク管理等に係る情報について適切な報告を受けているか。また、報告内容に重大な問題を含んでいる場合には、取締役会等に報告するなどの適切な対応がなされているか。 (2) グループ内会社から証券持株会社に対して報告される情報について、証券持株会社においてその範囲を定め、役職員及びグループ内会社に対して周知しているか。また、その頻度は、リスクの重要性等に応じて決定されているか。		4. 情報伝達			
	2. グループ内会社に対する伝達	(1) 証券持株会社からグループ内会社に対してなされる指示等について、その種類毎に、証券持株会社のどの部門からグループ内会社のどの部門に対してなされるか、明確に定めているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 証券持株会社内における報告	(1) 取締役会等に対して、リスク管理等に係る情報が適切に報告される体制が明確に定められているか。 (2) リスク管理等に係る情報は、取締役会等に対し、適切に報告されているか。			(1) リスク管理部門の代表取締役及び取締役会等に対する報告 (2) 代表取締役及び取締役会等に対する報告の内容	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理態勢の構築・管理を含めて、代表取締役及び取締役会等に対して、直接に、必要に応じて随時に、報告を行っているか。 (2) リスク管理部門は、代表取締役及び取締役会等に対して、解り易くかつ経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	
	4. 情報システム等の整備	(1) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンテンジエンシープランを策定しているか。					
V. 危機管理	1. 危機管理体制の整備	(1) 取締役及び取締役会は、危機管理体制を整備することの必要性を認識し、体制整備を図っているか。 (2) グループ内の一會社においてリスクが顕在化した場合、当該会社のみならず、グループ内の一會社又はグループ全体に損害が生じる可能性があることを十分に認識し、これに的確に対応できるための体制を整備しているか。	(注)「危機」とは、例えば、①そのまま放置すると回復困難になりかねないほど、財務内容が悪化するような事態、②風評等により資金調達環境が急激に変動し、対応が困難なほど流動性に問題が生ずるような事態、③システムトラブルや不祥事件等により信用を著しく失いかねないような事態、のほか、④災害や事故等により損害を被り、業務の継続的遂行が困難となるような事態、などをいう。				
	2. 危機管理方針の整備	(1) 取締役会は、危機管理のための基本方針を定め、役職員及びグループ内会社に周知しているか。					
	3. コンテンジエンシープランの整備	(1) 取締役会は、危機の類型を明確にしているか。 (2) 取締役会は、危機対応を的確に行うためのグループのコンテンジエンシープランを承認しているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(3) コンテンジエンシープランにおいて、グループ内の報告・伝達体制について明確にしているか。特に、グループ内会社のどの部門が証券持株会社のどの部門に対して、どのタイミングで報告するのかなどについて、明確にしているか。</p> <p>(4) コンテンジエンシープランは、環境の変化等に応じて、適宜見直しているか。また、見直す基準を定めているか。</p> <p>(5) 取締役会は、グループ内会社が策定したコンテンジエンシープランについて、グループのコンテンジエンシープランと整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。</p> <p>(6) コンテンジエンシープランに基づく訓練を実施しているか。また、必要に応じてグループ内会社を含めた訓練を実施しているか。</p>					
	4. 広報体制等の整備	(1) 取締役会は、リスクが顕在化し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与える事態が発生した場合を想定し、広報体制等を整備しているか。					
III. 内部監査 ⅰ. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	1. 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)「内部監査」とは、被監査部門等から独立した内部監査部門が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する部内検査等を含まない。以下同じ。	III. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注)内部監査とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等(以下、「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含まない。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
			(注)「被監査部門等」には、内部監査部門が必要に応じてグループ内会社に対して直接監査を実施する場合におけるグループ内会社の部門等が含まれることに留意する。				
	2. 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	<p>(1) 取締役会は、証券持株会社の内部監査部門(以下、「内部監査部門」という。)が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、グループ内会社において、内部監査機能が十分に発揮できる態勢が整備されていることを把握しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任しているか。また、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼担させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。</p> <p>(3) 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。</p> <p>(4) 取締役会は、グループ内会社において、その抱えるリスクの規模や特性等に応じた適切な内部監査態勢が構築されていることを把握するための態勢を構築しているか。また、グループ内会社において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で必要に応じて、内部監査部門が直接監査できる体制を構築しているか。</p> <p>(5) 取締役会は、グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で必要に応じ、内部監査部門が、グループ内会社の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。</p> <p>(6) 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。</p>		(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	<p>② ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の適切性・有効性等を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。</p> <p>② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼担させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。</p> <p>③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。</p>		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	3. 内部監査部門の管理	(1) 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に適切に人材を配置しているか。 (2) 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。また、必要に応じて、グループ内会社の内部監査が有効に機能していることを把握しているか。			(3) 内部監査部門の管理	(3)(1) 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 (2) 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置しているか。 (3) 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
ii. 内部監査の独立性	1. 内部監査部門の独立性	(1) 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 (2) 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 (3) 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門等が行うべき業務に従事していないか。		2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1)(1) 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 (2) 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 (3) 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	
	2. 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(1) 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を全ての役職員、必要に応じてグループ内会社に周知徹底しているか。 (2) 内部監査は、全ての業務を監査対象としているか。また、グループ内会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできないグループ内会社の業務及び外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。		(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2)(1) 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を証券会社の全ての役職員に周知徹底しているか。 (2) 内部監査は証券会社の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。		
	3. 情報等の入手体制の整備	(1) 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。		(3) 情報等の入手体制の整備	(3)(1) 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等

【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(2) 内部監査部門がグループ内会社に対して監査を実施する場合、内部監査の従事者は、法令等に抵触しない範囲で職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等ができる権限を有しているか。</p> <p>(3) 証券持株会社の内部監査部門長(以下、「内部監査部門長」という。)は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む。)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。また、グループ内会社における内部管理等に関する会議の情報についても、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じて把握しているか。</p> <p>(4) 被監査部門等による検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。</p>	(注)「内部監査部門長」とは、内部監査を担当する部門の責任者をいう。			<p>② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。</p> <p>③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。</p>	(注)「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職(検査部長、業務監査部長等)をいう。
iii. 内部監査の従事者の専門性	1. 内部監査の従事者の専門性	<p>(1) 内部監査の従事者は、被監査部門等の業務を十分に検証できるだけの専門性を有しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者がこれを定期的に利用しているか。</p> <p>また、グループ内会社において、内部監査の従事者の専門性を高めるための方策が講じられていることを把握しているか。</p>		3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	<p>① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。</p> <p>② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。</p>	
iv. 内部監査規程等	1. 内部監査規程等	<p>(1) 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。また、グループ内会社の内部監査規程等においても、以下の項目等が規定されていることを把握しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 内部監査の目的 ② 内部監査部門の組織上の独立性 ③ 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ④ 内部監査部門の情報等の入手体制 ⑤ 内部監査の実施体制 ⑥ 内部監査部門の報告体制 <p>(2) 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。</p>		4. 内部監査規程等	内部監査規程等	<p>① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 内部監査の目的 (ロ) 内部監査部門の組織上の独立性 (ハ) 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 (ニ) 内部監査部門の情報等の入手体制 (ホ) 内部監査の実施体制 (ヘ) 内部監査部門の報告体制 <p>② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		<p>(3) 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。</p> <p>(4) 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。</p> <p>(5) 取締役会等は、グループ内会社が策定した内部監査規程について、グループの内部監査規程と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。</p>				<p>(3) 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。</p> <p>(4) 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。</p>	
v. 内部監査計画	1. 内部監査計画	<p>(1) 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>(2) 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>(3) 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p> <p>(4) グループ内会社に対する監査についても、必要に応じて、証券持株会社における内部監査計画に盛り込んでいるか。</p> <p>(5) 内部監査部門は、必要に応じ、グループ内会社の内部監査計画の妥当性を検証しているか。</p>		5. 内部監査計画	内部監査計画	<p>① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。</p> <p>② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。</p> <p>③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。</p>	
vi. 内部監査の実施	1. 内部監査の実施	<p>(1) 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性のある内部監査を実施しているか。</p> <p>(2) 内部監査部門は、例えば、同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>(3) 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した検査等の結果を活用しているか。</p> <p>(4) 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続き、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>		6. 内部監査の実施	内部監査の実施	<p>① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。</p> <p>④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続き、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(5) グループ内会社において重要なリスクにさらされている業務がある場合など、必要に応じてグループ内会社に対する監査を実施しているか。					
vii. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	1. 内部監査結果等の報告	(1) 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 (2) 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく、代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。 (3) 内部監査部門長は、法令等に抵触しない範囲で、グループ内会社の内部監査報告書等の内容を確認した上で、そこで指摘された重要な事項については、遅滞なく、代表取締役及び取締役会に報告しているか。		7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告 (2) 問題点の是正	(1)① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。 (2)① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門等は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	
	2. 問題点の是正	(1) 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門等は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 (2) 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について、適切な方策を講じているか。					

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等

【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
IV. 外部監査	1. 会計監査人等による外部監査の実施	(1) 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に不可欠であることを十分認識しているか。 (2) 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む。)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならず、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 (3) 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。 (4) 代表取締役及び取締役会は、グループ内会社において実施された外部監査の結果についても、必要に応じて適切に報告を受け、問題点を把握するなど、グループ内会社における外部監査が有効に機能していることを把握しているか。	(注)ここにいう外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。	IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	(1)① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等(外部監査人による業務監査を実施している証券会社においては、当該外部監査人を含む。以下同じ。)による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 (2) 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、一部の証券会社にあっては、会計監査人等の選任を義務付けられていない場合があるので、その点に留意する必要がある。)。また、海外に支店等を有する証券会社においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならず、また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 (3) 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	(注)ここでいう外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査の枠内で実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、各証券会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(1) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。			(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	
	3. 問題点の是正	(1) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善されているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に把握しているか。			(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	
V. グループ内取引等	1. グループ内取引等	(1) 取締役会は、グループ内の一社の会社の経営基盤の安定を図るなどの理由から、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性のあるグループ内取引等が行われないような体制を整備しているか。 (2) 取締役会は、不健全なグループ内取引等が行われる可能性があることを十分に理解し、グループ内取引等に係る基本方針を明確に策定し、役職員及びグループ内会社に周知しているか。また、不健全なグループ内取引等が行われないような適切なリスク管理態勢を整備しているか。 (3) 取締役会は、グループ内取引等において、利益相反の可能性があることを十分に理解しているか。 (4) 取締役会は、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を及ぼす可能性があるグループ内取引等をグループ内会社が行おうとする場合には、事前に証券持株会社の取締役会に協議するなどの規程を整備しているか。	(注)「グループ内取引等」とは、子会社である証券会社が持株会社又はグループ内会社との間でする取引又は行為をいう。 なお、「グループ内取引等」の検証に際しては、例えば、グループ内会社が第三者との間で行う取引等であっても、結果としてグループ内にリスクの移転をもたらすような場合が想定されることから、そのような取引等の検証に当たつても「V. 1. グループ内取引等」に沿った検証を行うことの重要性に留意する必要がある。				

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. 管理料及び配当	(1) 証券持株会社が子会社である証券会社等の管理業務等に係る対価('管理料'といふ。)として当該証券会社等から得ている収入は、合理的に算定されたものとなっているか。 (2) 証券持株会社が子会社である証券会社から受け取る配当については、当該証券会社の業務の健全性を著しく損なうようなものとなっていないか。		(注)証券会社の財務基盤を著しく毀損するようなものとなっていないいかに留意する。			
	3. 証券持株会社の親会社が存在するケース	(1) 証券持株会社の親会社から証券持株会社及びグループ内会社に対し、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保並びに投資者の保護の観点から不適切な指示等がなされているいか。	(注)証券持株会社の親会社が存在するケースにおいても、「V. 1. 及び2.」に沿った適切な対応がとられているかについて検証する必要があることに留意する。				

- .証券持株会社に係るチェックリスト
 - .リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- 2 .市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I . リスク管理に対する認識等 i . 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) グループの経営方針等に沿ったグループの市場関連リスクを有する資産での運用戦略の目標が明確に定められているか。当該戦略目標は、短期的な収益確保を目的とした市場関連リスクの集中を排除するなど、市場関連リスク管理の観点から適切なものとなっているか。		I . リスク管理に対する認識等 (取締役の認識及び取締役会等の役割)	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券会社の類型(GD型適用の有無)によって必要とされるリスク管理態勢は異なるが、取締役は、自社の類型を明確に認識しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2. 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、グループが抱える市場関連リスクの所在及び種類を理解した上で、市場関連リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、グループの市場関連リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。					
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を踏まえたグループの市場関連リスク管理の方針を明確に定めているか。 (2) 取締役会は、グループとして抱えることのできる市場関連リスクの程度を合理的に算出し、明確に定めているか。 (3) グループの市場関連リスク管理の方針は、グループとして過度の市場関連リスクを抱えることがないよう配意したものとなっているか。 (4) 取締役会は、グループ内会社が策定した市場関連リスク管理の方針について、グループの市場関連リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	4. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの市場関連リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの市場関連リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、定期的にグループの市場関連リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。		(2) リスク管理のための組織の整備	(2) 取締役会は、決定した戦略目標、リスク管理方針に従い、かつ収益目標等に見合った適切な市場関連リスクの管理体制を整備しているか。		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(2) グループが抱える市場関連リスク量が、あらかじめ定めた許容範囲を超えた場合、適切な方策を講じることができる体制を整備しているか。					
II. リスク管理体制 Ⅰ. 総合的なリスク管理体制の確立	1. 総合的なリスク管理体制の確立	(1) グループの市場関連リスク管理に当たっては、グループ内会社が管理している市場関連リスクを、法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。		II. リスク管理体制	(1) 総合的なリスク管理体制の確立	(1) 市場関連リスク管理に当たっては、トレーディング商品勘定とその他有価証券など投資有価証券勘定の双方がカバーされる体制をとっているか。 また、将来的にはトレーディング商品勘定のみならず、その他有価証券など投資有価証券勘定の市場リスク・取引先リスク等を含めた統合的な管理体制をとることが望ましい。	(注)「リスク管理部门」とは、GDにあっては「市場取引及びリスク管理手法の専門家を集めた独立のリスク管理部門」を言い、それ以外のデーリング業務を行なう証券会社にあっては「独立のリスク管理部門又は事務管理部門等に設置するリスク管理担当部門(担当者)」をいう。
	2. リスク管理のための規程の整備	(1) 管理者は、グループが抱える市場関連リスクの特性及び傾向を理解しているか。 (2) 管理者は、グループの市場関連リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で市場関連リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。		(2) リスク管理のための規程の整備	(2) 市場リスク管理のための規程は、特にデリバティブを含む市場取引について、市場部門(フロント・オフィス)、事務管理部門(バック・オフィス)及びリスク管理部門(ミドル・オフィス等)、各部門の管理者のそれぞれの役割と権限を明確にしているか。		
	3. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループの市場関連リスク管理の方針及び市場関連リスク管理のための規程に従い、適切にグループの市場関連リスク管理を行っているか。 また、グループ内会社において、市場関連リスクの計量化が行われ、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った市場関連リスクリミットの設定などが適切に行われていることを把握しているか。この場合、グループの総合的な管理が可能となるシステム面での十分なサポートが行われているか。					

3. 信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

.証券持株会社に係るチェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会の役割	1. グループの経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(1) グループの経営方針等に沿ったグループの戦略目標が定められているか。		I. リスク管理に対する認識等 1.取締役の認識及び取締役会の役割	(1) 証券会社全体の経営方針等に沿った戦略目標が明確に定められているか。 【信用取引】 営業部門等の戦略目標は、証券会社の規模、営業の実情に応じて適度ある運営を行うよう配慮し、過度になることのないようするなど適切なものとなっているか。 【投資等】 営業部門等の戦略目標は、特定のリスク分野への与信集中を防ぐためリスク分散に十分配慮するなど、信用リスク管理の観点から適切なものとなっているか。		(注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストVIIに掲げる内容に加えて、社内内部規程を含むものとする。 (注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2. 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、信用リスクを有する資産及びオーバランス項目を統合した上で、グループ内会社を法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、グループが抱える信用リスクの所在及び種類を十分に理解した上で、信用リスクの管理手法(ポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。		(2) 取締役のリスク管理の理解及び認識	2【信用取引】 取締役は、顧客の属性、委託保証金の維持率の管理及び取引内容、建玉や担保のチェックなどについての必要性について理解及び認識しているか。 【投資等】 取締役は、信用リスクを有する資産及びオーバランス項目を統合した上で、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理することの信用リスク管理上の必要性について理解しているか。 また、取締役は、信用リスクの管理手法(ポートフォリオ管理を含む。)及びモニタリング手法を理解し、ポートフォリオ管理などについての信用リスク管理上の必要性について認識しているか。		
	3. リスク管理の方針の確立	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を踏まえたグループの信用リスク管理の方針を明確に定めているか。 また、グループの信用リスク管理のため、与信業務に関する基本方針については、クレジット・ポリシーが定められているか。 (2) グループのリスク管理の方針は、グループとして過度の信用リスクを抱えることがないよう配意したものとなっているか。		(3) リスク管理の方針の確立	(3) 取締役会は、戦略目標を踏まえた信用リスク管理の方針を定めているか。 【投資等】 与信業務に関する基本方針については、信用リスク管理のため、クレジットポリシーが定められていることが望ましい。		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(3) 取締役会は、グループ内会社が策定した信用リスク管理の方針について、グループの信用リスク管理の方針と整合性のとれたものとなっていることを把握しているか。					
	4. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの信用リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの信用リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。		(4) リスク管理のための組織の整備	(4) 取締役会は、例えば、営業部門等とリスク管理部門の分離などによる営業部門等の影響を受けない適切なリスク管理体制の構築などにより、信用リスクを適切に管理する体制を整備しているか。		(注) ①「営業部門等」とは、営業店及び本部において取引を行う営業部門、商品部門等の収益部門をいう。 ②「リスク管理部門」とは、信用リスクについて、営業部門等に対して審査、管理及び指導などを行う部門をいう。
	5. 取締役会等に対するリスク状況の報告と意思決定への活用	(1) 取締役会等は、定期的にグループ内会社の信用リスクの状況の報告を受け、把握されたリスク情報を基に、グループの信用リスク管理の方針の遵守状況を把握しているか。 また、証券持株会社の代表取締役(以下、「代表取締役」という。)は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時グループ内会社の信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をグループのリスク管理のために活用しているか。		(5) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(5) 取締役会等は、定期的に信用リスクの状況の報告を受け、把握されたリスク情報を基に信用リスク管理の方針の遵守状況を検証しているか。 また、代表取締役は、定期的な報告のほか、必要に応じ随時信用リスクの状況の報告を受け、取締役会で定められた方針に従って、必要な意思決定を行い、リスク分散による信用リスク量の軽減の指示を行うなど、リスク情報をリスク管理のために活用しているか。		
ii 管理者の認識及び役割	1. リスク管理のための規程の整備	(1) 証券持株会社の管理者(以下「管理者」という。)は、グループが抱える信用リスクの特性及び傾向を理解しているか。 (2) 管理者は、グループの信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) リスク管理のための規程の整備	(1) 管理者は、信用リスク管理の方針に従って、取締役会等の承認を得た上で信用リスク管理のための規程を整備し、当該規程を必要に応じて見直しているか。 また、信用リスク管理のための規程には、与信の対象、取引開始基準、与信限度額(会社としての総額限度、顧客・業種別限度額など)、信用格付基準、ポートフォリオ管理、担保に係るガイドライン(適正担保、評価方法及び掛目など)、取引停止基準、口座閉鎖基準、決裁権限、審査の方針などが定められているか。	(注)「管理者」とは、信用リスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む)又は内部管理統括補助責任者等をいう。
	2. リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、グループの信用リスク管理の方針及び信用リスク管理のための規定に従い、適切にグループの信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 また、グループ内会社において、信用リスクの計量化が行われ、適正な収益の確保、経営資源の配分、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定などが適切に行われていることを把握しているか。この場合、グループの総合的な管理が可能となるシステム面での十分なサポートが行われているか。		(2) リスク管理の適切な実行	(1) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規程に従い、各部門において、適切に信用リスク管理を実行するとともに、リスク管理についての責任を負っているか。 なお、信用リスクの管理のために、信用リスクの定量的把握システムを導入するなど、適正な収益の確保、経営資源の配分、純財産額等の経営体力に見合ったリスク限度枠、与信限度枠の設定などを実行しているか。		

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 適切なリスク管理態勢の確立 i. 総合的なリスク管理体制の確立	1. 総合的なリスク管理体制の確立	(1) グループの信用リスク管理に当たっては、グループ内会社が管理している信用リスクを法令等に抵触しない範囲で、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。 また、信用リスクを有する資産及びオーバランス項目(市場取引に係る信用リスクを含む。)についても、総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制となっているか。		II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 総合的なリスク管理体制の確立 1. リスクの認識と評価 (2) 新商品、新規業務に係る評価	(1) 信用リスク管理に当たっては、証券会社と連結対象子会社及び持分法適用会社とを、法令等に抵触しない範囲で、一体として管理できるものとなっているか。 また、信用リスクを有する資産及びオーバランス項目について、統合的に管理できるものとなっているか。 (2) 新商品、新規業務の導入に当たっては、信用リスクの存在等について、リスク管理部門による評価が行われ、必要に応じて法務担当部門等の意見を踏まえた上で、リスクの評価結果を取締役会等に報告し、新商品、新規業務の導入について規程に従い承認を受けているか。	

4 . 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

. 証券持株会社に係るチェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割等	1. 流動性リスクに対する理解	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、子会社である証券会社が資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解しているか。 (2) 取締役は、グループが抱える流動性リスクの所在及び種類を理解した上で、流動性リスクのモニタリング・管理等の手法を理解し、グループの流動性リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。特に、担当取締役は、深い理解と認識を有しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 資金繰りリスクに対する理解	(1) 取締役は、資金繰りに支障をきたせば、場合によっては経営破綻に直結するおそれがあることを理解しているか。	
	2. 流動性リスクを考慮した戦略目標	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの戦略目標を定めるに当たり、グループの流動性リスクを考慮しているか。 (2) 取締役会は、グループの流動性リスク管理の方針を明確に定めた上で、グループとして抱えることのできる流動性リスクの程度を、適時に把握し、明確に定めているか。 (3) 取締役会は、グループ内会社が策定した流動性リスク管理の方針について、グループの流動性リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。		(2) 資金繰りリスクを考慮した戦略目標	(2) 取締役会は、戦略目標を定めるに当たり、資金繰りリスクを考慮しているか。		
	3. 流動性リスク管理体制の整備	(1) 取締役会は、グループの流動性リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの流動性リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、適時・適切にグループの流動性リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。		(3) 資金繰りリスク管理の方針の確立及び管理体制の整備	(3) 取締役会は、決定した戦略目標を踏まえた資金繰りリスク管理の方針を定め、適切な資金繰りリスクの管理体制を整備しているか。		
				(4) リミットの設定及び見直し	(4) 担当取締役は、適切な資金繰り管理を行うため、業務内容や調達の状況等を踏まえ、必要に応じ、トレーディング商品等の資産の運用限度額等のリミットの設定及び見直しを行い取締役会等に対して報告を行っているか。 また、取締役会等は、報告を受けた内容が資金繰りリスク管理方針を遵守したものであったかを検証しているか。		

(注)「取締役会」、「取締役会等」には、
外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
ii. 管理者の認識及び役割	1. 流動性リスクに関する規程の整備	(1) 証券持株会社の管理者(以下、「管理者」という。)は、グループの流動性リスク管理の方針等に沿って、グループの資金繰りの状況をその資金繰りの逼迫度に応じて区分(例えば、平常時、懸念時、危機時等)し、各区分時における管理手法、報告方法、決裁方法等の規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。また、当該規程を必要に応じて見直しているか。		2. 管理者の認識及び役割	(1) 資金繰りに関する規程の整備	(1) 管理者は、資金繰りリスク管理の方針に従って、責任者の権限の範囲や報告体制等を明確にした資金繰りリスク管理のための規程を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。 また、コンタインジエンシープランは業務内容等を踏まえた適切なものとなっているか。	(注)「管理者」とは、「資金繰りリスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む)又は内部管理統括補助責任者」をいう。
	2. 適切な流動性リスク管理の実行	(1) 管理者は、グループの流動性リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、グループの資金繰りを適切に管理しているか。		(2) 適切な資金繰り管理の実行	(2) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理の規程に従い、適切に資金繰りリスク管理を実行するとともに、リスク管理について責任を負っているか。		
II. 適切なリスク管理体制の確立 i. リスクの認識と評価	1. 流動性リスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、グループの資金調達に影響を及ぼすと思われる株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。		II. 適切なリスク管理体制の確立 1. リスクの認識と評価	(1) 資金繰りリスクに関する要因分析及び対応策の整備	(1) 資金繰り管理部門は、資金調達に影響を及ぼすと思われる自社の株価、風評等の情報を収集、分析し、対応策を策定しているか。 また、円貨・外貨別、国内・海外別に資金繰り管理部門が分かれている場合は、それぞれの資金繰りリスクを適時・適切に把握・管理できるものとなっているか。	(注)「営業部店等」には、海外支店を含む。
	2. グループの流動性の状況把握	(1) 子会社である証券会社の流動性リスクの管理に当たっては、グループ内の他の会社の資金繰りの悪化が当該証券会社の資金繰りに影響を与える可能性を十分考慮し、グループの資金繰りの状況を適切に把握しているか。		(2) 連結対象子会社の流動性の状況把握	(2) 資金繰りリスクの管理に当たっては、連結対象子会社の業務内容を踏まえ、当該連結対象子会社の資金繰りの悪化が当該証券会社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行っているか。		
ii. 流動性リスク管理				2. 資金繰りリスク管理	(1) 資金繰り管理の適切性等	(1)① 資金繰り管理部門は、営業部店等の報告等を基に、資金使用予定額、調達可能額等資金繰りの状況を正確に把握しているか。 (2) 資金繰り管理部門は、下記の項目について必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、円貨・外貨について、日次の資金繰り表、週次の資金繰り見通しを作成しているか。なお、日中の資金・担保繰りについても適切にモニタリングしていることが望ましい。 (イ) 決済期日・金額の集中管理 (ロ) ポジションの管理 (ハ) 担保繰りの管理 (ニ) キャッシュの管理(ATM等を含む)	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
						(本) 各国通貨毎の資金繰りの管理等 また、月次、四半期等の中長期の資金繰り見通しを作成している ことが望ましい。	
1. 調達手段の確保	(1) グループの流動性リスクを管理する部門は、グループの資金調達可能時点・金額を常時把握するとともに、危機時を想定した資金調達手段が確保されていることを把握しているか。				(3) 資金繰りリスクの管理に当たっては、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じ管理し、資金繰りに対する影響を早期に把握した上で、取締役会等に情報を提供するとともに、資金繰り管理において牽制機能を果たしているか。 なお、資金繰りリスクの管理に当たっては、随時直接情報を入手できる権限、システム等を装備していることが望ましい。	(4) 資金繰り管理部門は、定期的又は状況に応じ随時、資金繰りの状況及び予測について取締役会等に報告しているか。	
					(2) 資金繰りリスクを考慮した業務運営等	(2) 営業部店等は、資金繰り管理部門が把握した資金繰りの状況に応じて、資金繰りリスクを考慮した業務運営を行っているか。	
					(3) 支払準備資産及び資金調達手段の確保等	(3) 資金繰り管理部門は、資金繰りの逼迫度(例えば、平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段を確保しておくとともに、決済等に対する支払準備資産を確保しているか。 また、国内外において即時売却可能あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しているか。	

5 .事務リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

.リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

.証券持株会社に係るチェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び役割	1. 取締役のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の取締役(以下、「取締役」という。)は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、グループの事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。 (2) 取締役は、業態の特性等を十分に理解した上で、グループが抱える事務リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことの重要性を認識しているか。		I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び役割等	(1) 取締役のリスク管理の理解及び認識等	(1)① 取締役は、全ての業務に事務リスクが所在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じているか。また、外部委託業務について、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることを十分認識し適切な方策を講じているか。 (2) 取締役は、事務処理ミスや証券事故その他の不適切な業務運営により、訴訟が提起され、もしくは好ましからざる評判や社会的批判を招き、信用失墜等の不利益を被るおそれがあることを認識し適切な方策を講じているか。	
	2. 事務リスク管理の方針の確立	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループの事務リスク管理の方針を明確に定めているか。 (2) 取締役会は、グループ内会社が策定した事務リスク管理の方針について、グループの事務リスク管理の方針と整合性がとれたものとなっていることを把握しているか。					
	3. リスク管理のための組織の整備	(1) 取締役会は、グループの事務リスクを管理するリスク管理部門を整備し、グループの事務リスクを総合的に管理するなど、適切にリスク管理を行うことのできる体制を整備しているか。また、定期的にグループ内会社の事務リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備等に活用しているか。					
ii. 管理者の認識及び役割等	1. 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 証券持株会社の管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者等に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。		2. 管理者の認識及び役割等	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、事務リスクを軽減することの重要性を自覚し、各部門の担当者に事務リスク軽減の重要性及び軽減のための方策を認識させ適切な方策を講じているか。 また、事務リスクを把握するに当たっては、業務上の損失の潜在的規模と業務上の損失の発生可能性との観点等から分析し、例えば、予想損失額を計量化するなど、リスクを適切に評価していることが望ましい。	(注)「管理者」とは、「事務リスク管理業務を所掌する部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理責任者等」をいう。
	II. 自店検査等及び問題点の是正 1. 自店検査等	(1)① 内部監査部門は、各業務部門又は営業店等が作成した自店検査等の実施要領等を確認しているか。		(1) 自店検査等の実施等	(1)① 内部監査部門は、各業務部門又は営業店等が作成した自店検査等の実施要領等を確認しているか。	(注)「自店検査等」とは、各業務部門又は営業店等自身による内部管理の一環としての自店検査等をいう。	

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
						(2) 各業務部門又は営業店等自身による自店検査等は、実施要領等に基づき、実効性ある検査を実施しているか。	(注)「営業店等」には、海外支店を含む。
iii.不祥事件等	1. 不祥事件	<p>(1) 不祥事件については、法令に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、速やかに警察等関係機関への通報を行っているか。</p> <p>(2) 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに内部監査部門等へ報告するとともに、取締役会に対しても報告しているか。</p> <p>(3) 不祥事件の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門長に分析結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。</p> <p>(4) 不祥事件の事実関係の調査、関係者の責任追求、監督責任の明確化を図る体制を整備しているか。</p> <p>(5) グループ内会社で発生した不祥事件のうち、証券持株会社に対して報告が必要なものについて、基準を明確にしているか。また、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えるような問題については、速やかに証券持株会社の内部監査部門等に報告されるとともに取締役会に報告されるなど、適切な方策が講じられているか。</p>	<p>2. 問題点の是正等</p> <p>(1) 問題点の是正等</p>	<p>(1) 各業務部門又は営業店等は、自店検査等の結果等(事務処理ミスの頻度、重要度、原因、改善策、改善結果等を含む。)について、管理者及び 内部監査部門に対して、定期的(必要に応じ隨時)に報告しているか。経営に重大な影響を与えるような問題については、必要に応じ、取締役会に報告しているか。</p>	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外國証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。		
	3. 証券事故等	(1) 証券事故等			<p>(1)(①) 証券事故等については、法令等に従い監督当局又は証券業協会への届出を行い、さらに法令等に従い適切に処理しているか。なお、刑罰法令に抵触している事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>(2) 証券事故等が発生又は発見された場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。</p> <p>(3) 証券事故等の調査・解明は、証券事故等の発生部署から独立した部署(内部監査部門等)で行っているか。また、証券事故等の発生の原因を分析し、未然防止の観点から各業務部門及び営業店等に分析した結果を還元するとともに、再発防止のための措置を速やかに講じているか。</p> <p>(4) 証券事故等の事実関係の調査、関係者の責任の追求(外務員の処分等を含む。)、監督責任の明確化等を図る体制を整備しているか。</p>	(注)「証券事故等」とは、証券会社府令第46条第1項第9号に規定する「事故等」並びに証券従業員に関する規則(公正慣習規則第8号)第10条に規定する「証券事故」をいう。	
							(注)「法令等」とは、法令等遵守態勢の確認検査用チェックリストVIIに掲げる内容に加え、社内内部規程を含むものとする。

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	2. グループ内会社の顧客からの苦情等	<p>(1) 証券持株会社が、グループ内会社の顧客から受けた苦情等(不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等も含む。)については、明確な処理手続きを定め、これに従い内部監査部門等及び当該グループ内会社に報告するとともに、苦情等の内容について記録・保存しているか。また、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えるような問題については取締役会に対しても報告するなど、明確な処理体制が構築されているか。</p> <p>(2) グループ内会社において顧客から受けた苦情等(不祥事件につながるおそれのある問い合わせ等も含む。)のうち、子会社である証券会社の取引の公正及び業務の健全性の確保に重大な影響を与えるような問題については、証券持株会社に対し、速やかに報告される体制が整備されているか。</p>		(2) 苦情等	<p>(2)① 苦情等については、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に証券事故等に該当する問題があると認められるときは、証券事故等による処理が適切に行われているか。</p> <p>(2)② 苦情等は、処理の手続きに従い管理者及び関係業務部門と連携のうえ、速やかに処理を行っているか。</p> <p>(2)③ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。</p> <p>(2)④ 苦情等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、処理状況等について、定期的に(又は随時に)管理者及び内部監査部門等に報告しているか。</p>		(注)「苦情等」には、証券事故等につながるおそれのある問い合わせ等を含む。
				(3) 訴訟等	<p>(3)① 訴訟等について、その処理の手続きを定めているか。また、その原因等に証券事故等に該当する問題があると認められるときは、証券事故等による処理が適切に行われているか。</p> <p>(3)② 訴訟等が発生した場合には、速やかに管理者及び内部監査部門等へ報告するとともに、経営に重大な影響を与えるような問題については、取締役会に報告しているか。</p> <p>(3)③ 訴訟等の内容は、記録簿等により記録・保存するとともに、対応状況等について、定期的に(又は随時に)管理者、内部監査部門等及び取締役会に報告しているか。</p>		(注)「訴訟等」には、あっせん、調停、仲介、民事調停の申立て等を含む。

6 . システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

. リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

. 証券持株会社に係るチェックリスト

証券持株会社に対する検査に係るチェック項目等				【参考】「証券検査マニュアル」(抜粋)			
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
I. リスク管理に対する認識等 i. 取締役の認識及び取締役会等の役割	1. グループの経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 証券持株会社の取締役会(以下、「取締役会」という。)は、グループのシステムにかかる戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。	(注)「セキュリティポリシー」の対象範囲は、コンピューターシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。	I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 証券会社全体の経営方針に沿った戦略目標の明確化	(1) 取締役会は、戦略目標を定めているか。戦略目標には、情報技術革新を踏まえ、経営戦略の一環としてシステムを捉えるシステム戦略方針を含んでいるか。 システム戦略方針には、①システム開発の優先順位、②情報化推進計画、③システムに対する投資計画等を定めているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には、外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	2. リスク管理の方針の確立	(1)取締役会は、グループの戦略目標を踏まえた、グループのシステムリスク管理の方針を明確に定めているか。システムリスク管理の方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び外部委託先に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。		(2) リスク管理の方針の確立	(2) 取締役会は、リスク管理の基本方針を定めているか。リスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー(組織の情報資産を適切に保護するための基本方針)及び、外部委託に関する方針を含んでいるか。 セキュリティポリシーには、①保護されるべき情報資産、②保護を行うべき理由、③それらについての責任の所在等を定めているか。 外部委託に関する方針は、委託業務に関する事故であっても顧客に対しては、責任を免れない可能性があることが十分認識されたうえで定められているか。 【参考】「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」(財団法人 金融情報システムセンター編)	(注)「セキュリティポリシー」の対象範囲は、コンピューターシステムや記録媒体等に保存されている情報のみならず紙に印刷された情報等を含む。	
		※顧客等のデータ保護については、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」VI. 情報管理体制の整備状況参照。		V. 体制の整備 1. 管理体制 2. システム運用体制	(4) 顧客等のデータ保護	(4)(1) 法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、原則として顧客データを第三者に開示することを禁止しているか。顧客データについては、管理責任者、管理方法及び取扱方法を定め、適切に管理しているか。 (2) 顧客データへの不正なアクセス又は顧客データの紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、適切な安全措置を講じているか。 (3) 顧客データ以外の重要な情報についても管理責任者、管理方法等を定め、適切に管理しているか。 【参考】 「金融機関等における個人データ保護のための取扱指針」(改正版) 「金融機関等におけるセキュリティポリシー策定のための手引書」 (財団法人金融情報システムセンター編)	

※経営統合などにより、システムを統合、分割又は新設する(システムの共同開発・運営を含む。)場合には、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」を必要に応じ参照する。

参 考

「金融持株会社に係る検査マニュアル」について
(平成 15 年 7 月 29 日付 金検第 376 号)

写

金検第376号
平成15年7月29日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
専門検査官
金融証券検査官

} 殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

「金融持株会社に係る検査マニュアル」について

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。このような考え方方に沿って、平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、平成12年には「保険会社に係る検査マニュアル」、平成13年には「証券会社に係る検査マニュアル」、平成14年には「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」及び「システム統合リスクに係る確認検査用チェックリスト」を定めた。これにより、金融当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。

これらの基本的考え方則り、今般、金融持株会社について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理したマニュアル（以下、「金融持株会社に係る検査マニュアル」という。）を別紙のとおり定めたので、金融持株会社の検査に当たっては、本マニュアルを適用されたい。なお、金融持株会社傘下の銀行、保険会社及び証券会社の検査を実施するに当たっても、本マニュアルを踏まえた検査を実施されたい。

金融持株会社グループは、例えば複数の業態の金融機関を子会社として有する場合もあるなど、その態様の違いによりグループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。また、現実に存在する金融持株会社グループの形態は、グループによって区別であり、その結果、グループにおける管理態勢や金融持株会社が担う役割も、異なる特色を有している。

本マニュアルは、こうした金融持株会社グループの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本マニュアルの内容の全てを各々の金融持株会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。

したがって、本チェックリストの適用に当たっては、チェック項目に記述されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応が子会社である金融機関の業務の健全性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

以上、基本的な考え方を踏まえ、検査官は、まず、金融持株会社グループの実態を十分に把握したうえで、本チェックリストを活用しながら、金融持株会社グループの管理態勢が適切に構築されているかどうかを検証する必要があり、立入検査に際しては、金融持株会社と十分な意見交換を行う必要がある。